
粕屋町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 11 月

粕 屋 町

目次

1 計画策定の概要

- 1-1 計画策定の背景と目的…………… 1
- 1-2 計画の位置づけ…………… 1
- 1-3 計画の対象施設…………… 2
- 1-4 計画期間…………… 2

2 公共施設等の現状と課題

- 2-1 本町を取り巻く現状…………… 3
- 2-2 公共施設等の現況及び将来の見通し…………… 10
- 2-3 現状や課題に関する基本認識…………… 18

3 公共施設等の管理に関する基本方針

- 3-1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方…………… 21
- 3-2 公共施設等マネジメントの目標設定…………… 24

4 施設類型別の管理に関する基本方針

- 4-1 施設類型別の管理に関する基本方針について…………… 27
- 4-2 町民文化系施設…………… 27
- 4-3 社会教育系施設…………… 30
- 4-4 スポーツ・レクリエーション系施設…………… 32
- 4-5 産業系施設…………… 34
- 4-6 学校教育系施設…………… 35
- 4-7 子育て支援施設…………… 37
- 4-8 保健・福祉施設…………… 39
- 4-9 行政系施設…………… 41
- 4-10 公営住宅…………… 43
- 4-11 その他…………… 45
- 4-12 道路・橋梁…………… 47
- 4-13 上水道・下水道…………… 48
- 4-14 公園…………… 49
- 4-15 土地…………… 50

5 本計画の実施に向けて

- 5-1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築…………… 51
- 5-2 フォローアップの実施方針…………… 53
- 5-3 今後の推進スケジュール…………… 54
- 5-4 計画推進に向けて…………… 55

6 用語解説



計画策定の概要

1-1 計画策定の背景と目的

本町は、数次の編成を経ながら、昭和 32 年（1957 年）3 月 31 日に大川村と仲原村が合併して「粕屋町」として発足しました。町制施行後は、福岡市のベッドタウンとして人口が増加し、公共施設（学校、公営住宅等）やインフラ施設（道路、橋梁、上下水道等）の生活基盤の整備が進められました。

現在では、これらの公共施設等は、老朽化により更新等の時期を迎える施設があり、その全てを更新していくには莫大な費用が必要であることが見込まれます。

現在、日本全体が人口減少社会に突入し、深刻な問題となっている一方で、本町においては人口増加が続いており、県内上位の出生率となっています。平成 26 年（2014 年）には人口が 4 万 5 千人を超え、人口減少社会において平成 52 年（2040 年）までの人口増加率が一番高いと見込まれる町とされています。本町は、若い子育て世代が多く、高齢者の割合は比較的低い状況にありますが、高齢者は着実に増加しています。

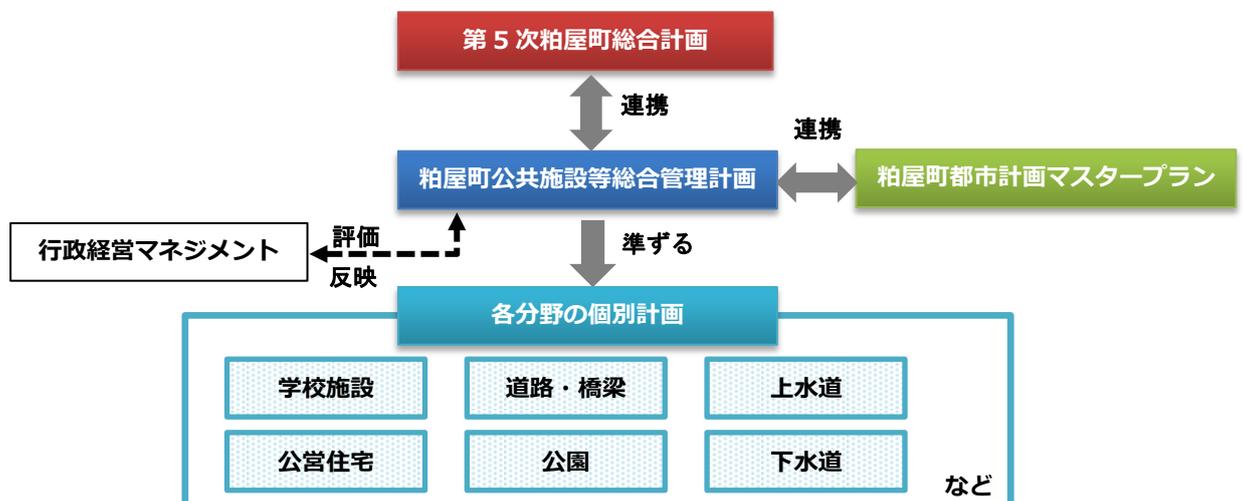
一方で、本町の財政状況は、福岡県内の類似団体平均に比べ健全な値を示していますが、公共施設の老朽化に伴う改修や人口増加に伴う施設建設の財源を町債に頼らざるを得ない状況です。また、今後高齢化が進行し、社会保障費の増加が見込まれる等、財政状況の悪化が懸念されています。

限られた財源の中で、如何に公共施設等の維持管理や更新等に伴う費用を確保し、拡大・多様化する町民ニーズに対応していくのか、そしてそのバランスをどのようにとっていくのかということが、効率的な行政運営を推進していくうえで、重要な課題となっています。また、コンパクトシティの形成など、まちづくりと連携した公共サービスの提供を検討していく必要があります。

このような状況を踏まえ、町が所有する公共施設等について、長期的な視点をもって総合的かつ計画的に管理を行っていくための基本計画である『粕屋町公共施設等総合管理計画』を策定します。

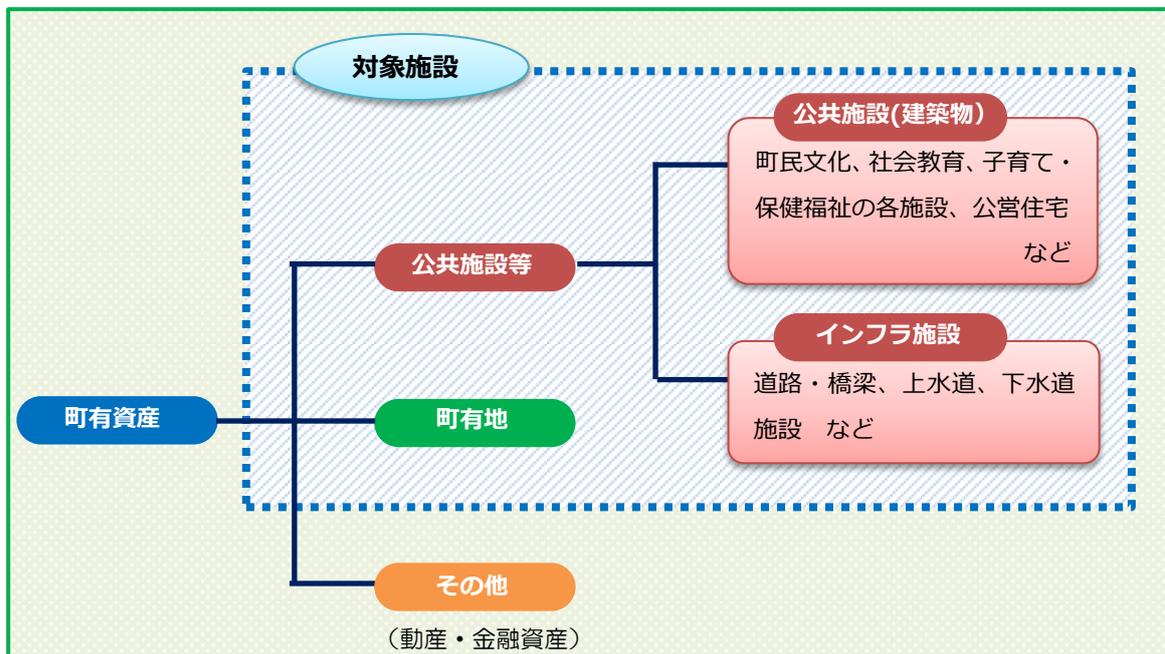
1-2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第 5 次粕屋町総合計画」に基づき、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方向性について定めるものです。また、本町のまちづくりの方向性を示す「粕屋町都市計画マスタープラン」や行政経営マネジメントと連携を図りながら計画を進めていきます。



1-3 計画の対象施設

本計画では、本町が保有する公共施設等を対象とします。



1-4 計画期間

本町の公共施設は、今後 20 年間の間に大規模改修や建替え更新が集中する時期が到来することが予想されます。将来、公共施設等が提供するサービスや機能を維持するために、早期に具体的な取り組みを行うことが必要となります。

したがって、本計画の計画期間を平成 28 年度 (2016 年) から平成 47 年 (2035 年) の「20 年間」と設定します。なお、今後の上位・関連計画や社会情勢、個別計画の見直し等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 公共施設等の現状と課題

2-1 本町を取り巻く状況

(1) 本町がめざす未来の姿

① 第5次粕屋町総合計画

本町のまちづくりの方向について、「第5次粕屋町総合計画（平成28年3月）」（計画期間：平成28年度～平成37年度の10年間）では、基本理念として「太陽と緑のまち」、「協働でつくる安心のまち」を掲げ、以下のような基本的な方向性を示しています。

【本町がめざす未来の姿】

第5次粕屋町総合計画 基本理念 ⇒ 「太陽と緑のまち」、「協働でつくる安心のまち」

・第5次総合計画では、計画的な土地利用の促進、地域資源を活かした産業の活性化による雇用の創出、安心して子どもを産み育てられる子育て支援等、定住化を促進する施策を展開するとしています。

◆ まちの将来像

心がよいあう スマイルシティかすや



資料：「第5次粕屋町総合計画（H28.3）」

基本目標 1

つながりと
交流を深め、
心豊かな人を育む
協働のまち

1. 地域のつながりを大切にしたいまちづくり
2. 地域でともに助け合う安全なまちづくり
3. 未来を担う子どもたちを育むまちづくり
4. 身近な学びと交流があるまちづくり

基本目標 2

都市と自然が
調和し、
快適に暮らせる
活力あるまち

1. 自然と調和した便利で快適なまちづくり
2. 安心して快適な生活基盤を備えたまちづくり
3. 自然にやさしく住みよい環境のまちづくり
4. 地域個性を活かした活力ある産業のまちづくり

基本目標 3

誰もが
安心して幸せに
暮らせる
やすらぎのまち

1. 誰もが健康で暮らせるまちづくり
2. 子育て世代が明るく暮らせるまちづくり
3. 高齢者が元気に暮らせるまちづくり
4. 障がい者がともに暮らせるまちづくり
5. 誰もが心豊かに暮らせるまちづくり

基本目標 4

健全で
持続可能な
行政経営を
めざすまち

1. 町民のための行政経営のまちづくり
2. 健全な財政運営のまちづくり
3. 広域的な視点に立ったまちづくり

また、本計画に関連する「第5次粕屋町総合計画」の代表的な施策の概要を以下に示します。

- ・町の保有資産の状況を的確に把握し、維持管理を図るとともに、有効に活用する
- ・町が保有する公共施設等について、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化など、効率的な資産管理を進める
- ・公共施設等の活用だけでなく、企業や研究機関等、それぞれの地域が有しているノウハウや知的資源も活用し、産官学の広域連携を図る
- ・公共施設や避難所等について、災害時を想定して安全性を確保するとともに、防災設備等の適切な管理を図る
- ・地域の公民館や公園等も活用し、子どもの遊び場確保や、親子・子ども同士・子育て家庭と地域住民の交流など、子育て支援拠点の機能強化を図る
- ・生涯学習の拠点となる関連施設において、利用者のニーズに応じた学習や活動ができる環境づくりに努める
- ・町の拠点施設において、さまざまな教室の開催等、スポーツに親しむことができる環境づくりに努める
- ・児童・生徒が安全で快適に学習に取り組むことのできる環境を整えるため、教育関連施設や設備の充実を図る
- ・町営住宅の築年数に対応した適切な維持管理を計画的に実施し、安全・安心に暮らせる住環境を確保する
- ・就学前の教育・保育の一体的な提供をめざし、町内の認定こども園の状況等を踏まえた環境づくりを推進する
- ・上水道、下水道における経営基盤の強化を図る
- ・道路の安全性を確保するため、計画的な道路の維持管理や橋梁等の維持補修に努めるとともに、長寿命化対策を推進する
- ・安心して公園が利用できるよう、遊具等の定期的な施設点検を行うとともに、計画的な修繕等を実施する

(2) 人口動向

本町の総人口は、平成 27 年（2015 年）現在では 45,543 人となり、平成 2 年（1990 年）と比較して 53.4%増加（約 16,000 人増加）しています。

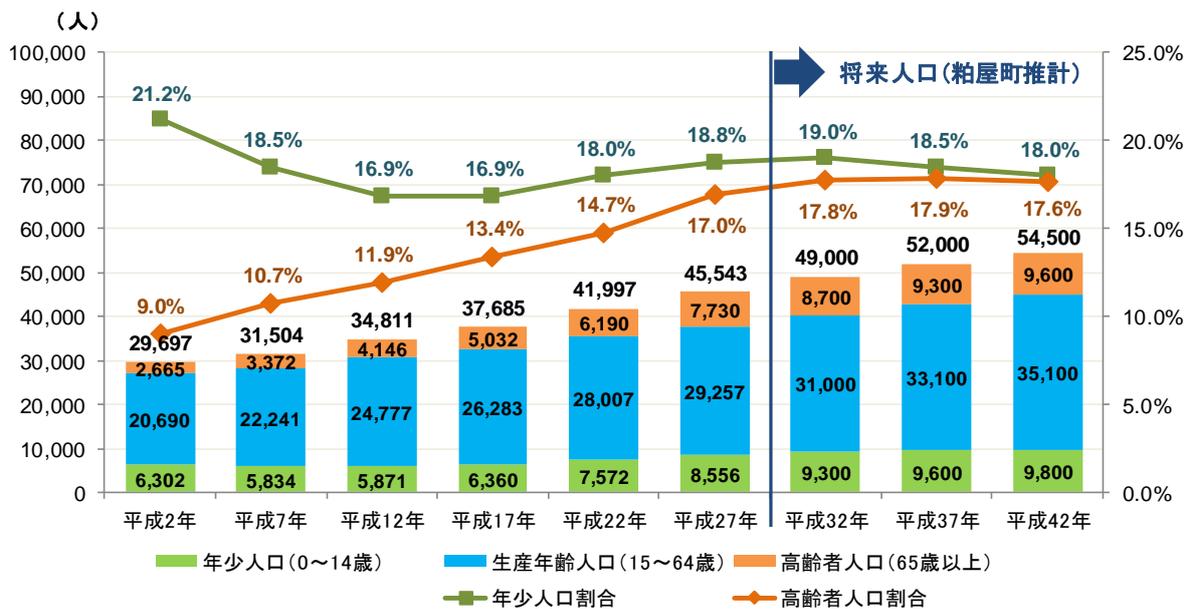
今後、全国的には人口減少、少子高齢化傾向にあるものの、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計においても、平成 42 年（2030 年）に 51,000 人と推計され、本町の人口は、引き続き増加していくことが予測されています。

「第 5 次粕屋町総合計画（平成 28 年度～平成 37 年度）」の将来人口フレームでは、平成 42 年（2030 年）に 54,500 人と設定しており、すべての年齢階層で増加を見込んでいます。

将来人口（粕屋町推計）を年齢別人口で見ると、年少人口、高齢者人口の割合は、平成 32 年（2020 年）頃まで上昇し、その後横ばいとなる見通しです。

また、全国的な人口減少と、それに伴う地方の衰退に歯止めをかけるため、国が策定する「長期ビジョン」と「総合戦略」を勘案して、人口の現状と将来の展望を提示する「粕屋町人口ビジョン」においても、中長期的な人口の展望として、平成 52 年（2040 年）には 58,000 人、平成 72 年（2060 年）には 66,000 人の人口規模を設定しています。

■総人口と年齢別人口の推移と将来推計



資料：「第 5 次粕屋町総合計画（H28.3）」

※将来人口（粕屋町推計値）は、住民基本台帳に基づいて算出。平成 22 年までの総人口は国勢調査より作成（総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない）、平成 27 年は住民基本台帳（平成 27 年 9 月 30 日現在）より作成。

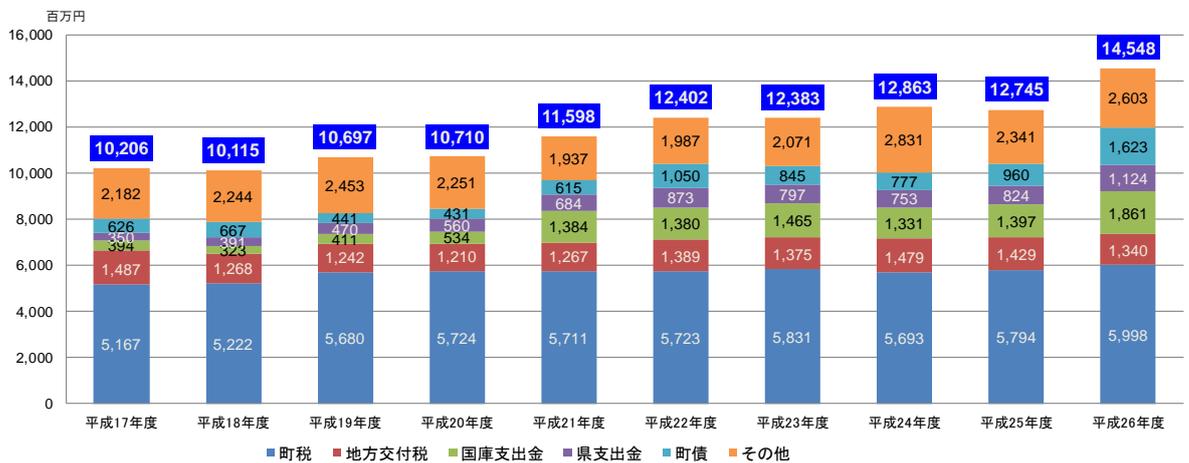
(3) 財政状況

① 歳入の推移

本町の過去10年間の歳入総額の推移をみると、年次によって増減はあるものの増加傾向で推移しています。平成26年度(2014年)の歳入決算額は約146億円となっており、その内訳は、町税が約60億円で全体のおよそ4割を占めています。また、小中学校の大規模な改修工事等の実施により町債(町の借金)が約16億円で前年度に比べ、約7億円(69.0%)増加しています。

町税は、景気の動向等による増減はあるものの、新築家屋の建設に伴う固定資産税の増加等により緩やかに増加しており、今後も増加が見込まれます。一方で、公共施設等の老朽化に伴う改修や人口増加に伴う施設建設の財源として今後も町債に頼らざるを得ない状況にあります。

■ 普通会計歳入決算の推移



(単位：百万円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 町税 | 5,167 | 5,222 | 5,680 | 5,724 | 5,711 | 5,723 | 5,831 | 5,693 | 5,794 | 5,998 |
| 地方交付税 | 1,487 | 1,268 | 1,242 | 1,210 | 1,267 | 1,389 | 1,375 | 1,479 | 1,429 | 1,340 |
| 国庫支出金 | 394 | 323 | 411 | 534 | 1,384 | 1,380 | 1,465 | 1,331 | 1,397 | 1,861 |
| 県支出金 | 350 | 391 | 470 | 560 | 684 | 873 | 797 | 753 | 824 | 1,124 |
| 町債 | 626 | 667 | 441 | 431 | 615 | 1,050 | 845 | 777 | 960 | 1,623 |
| その他 | 2,182 | 2,244 | 2,453 | 2,251 | 1,937 | 1,987 | 2,071 | 2,831 | 2,341 | 2,603 |
| 歳入合計 | 10,206 | 10,115 | 10,697 | 10,710 | 11,598 | 12,402 | 12,383 | 12,863 | 12,745 | 14,548 |

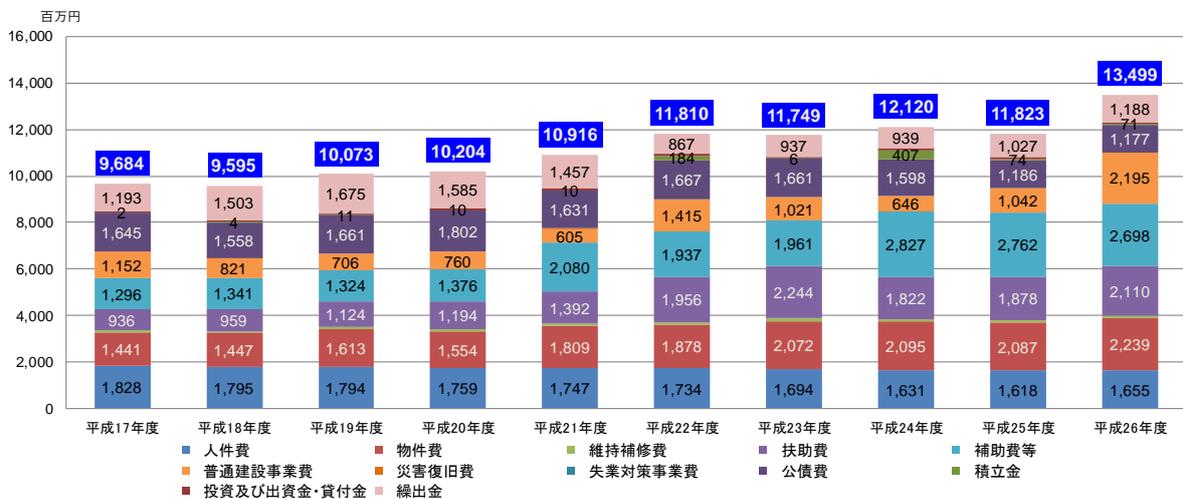
資料：地方財政状況調査(決算統計) ※表示単位未満は四捨五入のため、合計が一致しない箇所がある。

②歳出の推移

本町の過去10年間の歳出総額の推移をみると、年次によって増減はあるものの増加傾向で推移しています。平成26年度（2014年）の歳出決算額は約135億円となっており、その内訳は、小中学校の大規模な改修工事等の実施により、普通建設事業費が約22億円と前年度に比べ、約12億円（110.7%）増加し、扶助費等が約21億円と前年度に比べ、約2億円（12.4%）増加しています。

普通建設事業費は、今後も災害対策としての耐震化工事や、人口増加に伴う小中学校の増築工事等により、増加が見込まれます。扶助費についても高齢化の進行や社会保障制度の改革により、引き続き増加が見込まれます。

■普通会計歳出決算の推移（性質別）



（単位：百万円）

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 消費的経費 | 5,585 | 5,624 | 5,950 | 5,971 | 7,111 | 7,606 | 8,069 | 8,473 | 8,436 | 8,813 |
| 人件費 | 1,828 | 1,795 | 1,794 | 1,759 | 1,747 | 1,734 | 1,694 | 1,631 | 1,618 | 1,655 |
| 物件費 | 1,441 | 1,447 | 1,613 | 1,554 | 1,809 | 1,878 | 2,072 | 2,095 | 2,087 | 2,239 |
| 維持補修費 | 84 | 82 | 96 | 88 | 83 | 100 | 98 | 97 | 92 | 111 |
| 扶助費 | 936 | 959 | 1,124 | 1,194 | 1,392 | 1,956 | 2,244 | 1,822 | 1,878 | 2,110 |
| 補助費等 | 1,296 | 1,341 | 1,324 | 1,376 | 2,080 | 1,937 | 1,961 | 2,827 | 2,762 | 2,698 |
| 投資的経費 | 1,182 | 833 | 706 | 760 | 638 | 1,415 | 1,021 | 646 | 1,042 | 2,195 |
| 普通建設事業費 | 1,152 | 821 | 706 | 760 | 605 | 1,415 | 1,021 | 646 | 1,042 | 2,195 |
| 災害復旧費 | 30 | 12 | 0 | 0 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 失業対策事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の経費 | 2,917 | 3,138 | 3,417 | 3,473 | 3,167 | 2,790 | 2,659 | 3,001 | 2,346 | 2,491 |
| 公債費 | 1,645 | 1,558 | 1,661 | 1,802 | 1,631 | 1,667 | 1,661 | 1,598 | 1,186 | 1,177 |
| 積立金 | 2 | 4 | 11 | 10 | 10 | 184 | 6 | 407 | 74 | 71 |
| 投資及び出資金・貸付金 | 77 | 73 | 71 | 75 | 70 | 72 | 55 | 59 | 59 | 54 |
| 繰出金 | 1,193 | 1,503 | 1,675 | 1,585 | 1,457 | 867 | 937 | 939 | 1,027 | 1,188 |
| 歳出合計 | 9,684 | 9,595 | 10,073 | 10,204 | 10,916 | 11,810 | 11,749 | 12,120 | 11,823 | 13,499 |

資料：地方財政状況調査（決算統計）※表示単位未満は四捨五入のため、合計が一致しない箇所がある。

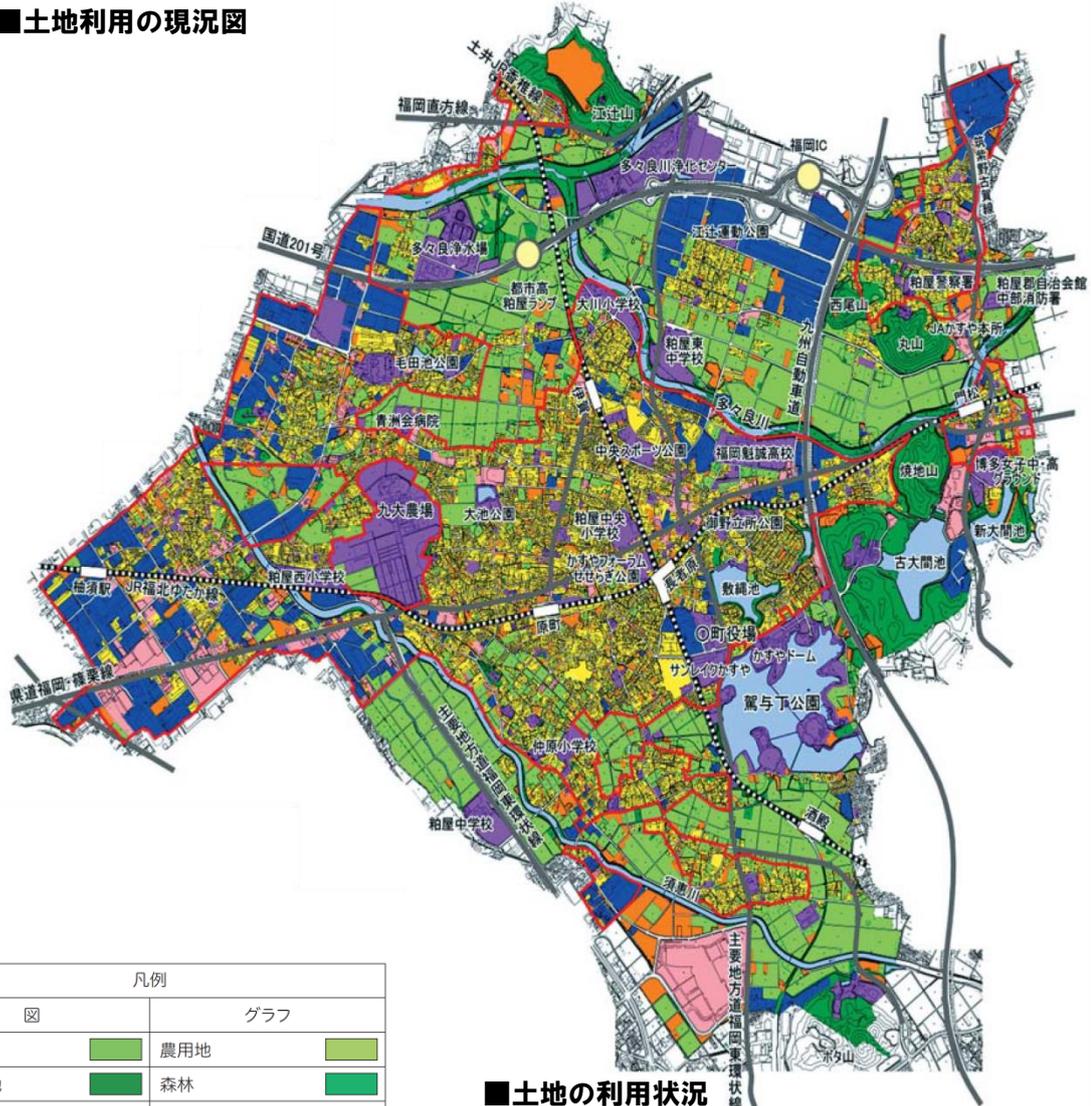
(4) 土地利用とまちづくりの方向性

① 土地利用

本町は、福岡市のベッドタウンとして都市化が進み、住宅地が増加し、農地が減少しています。また、町の中心部に住宅地が広がり、北部と西部には流通業務地などが立地しています。

中心部の住宅地の西側には、九大農場跡地の大規模空地（約23ha）が存在し、都市的土地利用のポテンシャルが高く、「新たなまちの顔となる拠点」として位置づけられており、その有効活用について検討を行っています。

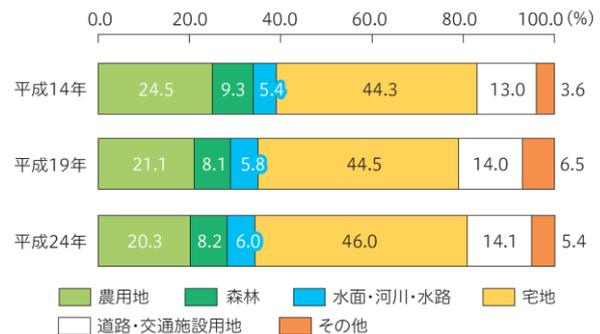
■ 土地利用の現況図



| 凡例 | |
|----------|-----------|
| 図 | グラフ |
| 農地 | 農用地 |
| 森林・緑地 | 森林 |
| 河川・水面 | 水面・河川・水路 |
| 住宅地 | 宅地 |
| 商業地 | |
| 工業・流通業務地 | |
| 公共公益用地 | |
| 道路・鉄道 | 道路・交通施設用地 |
| 空地など | その他 |

| | |
|--------|--|
| 鉄道 | |
| 主要幹線道路 | |
| 市街化区域 | |

■ 土地の利用状況



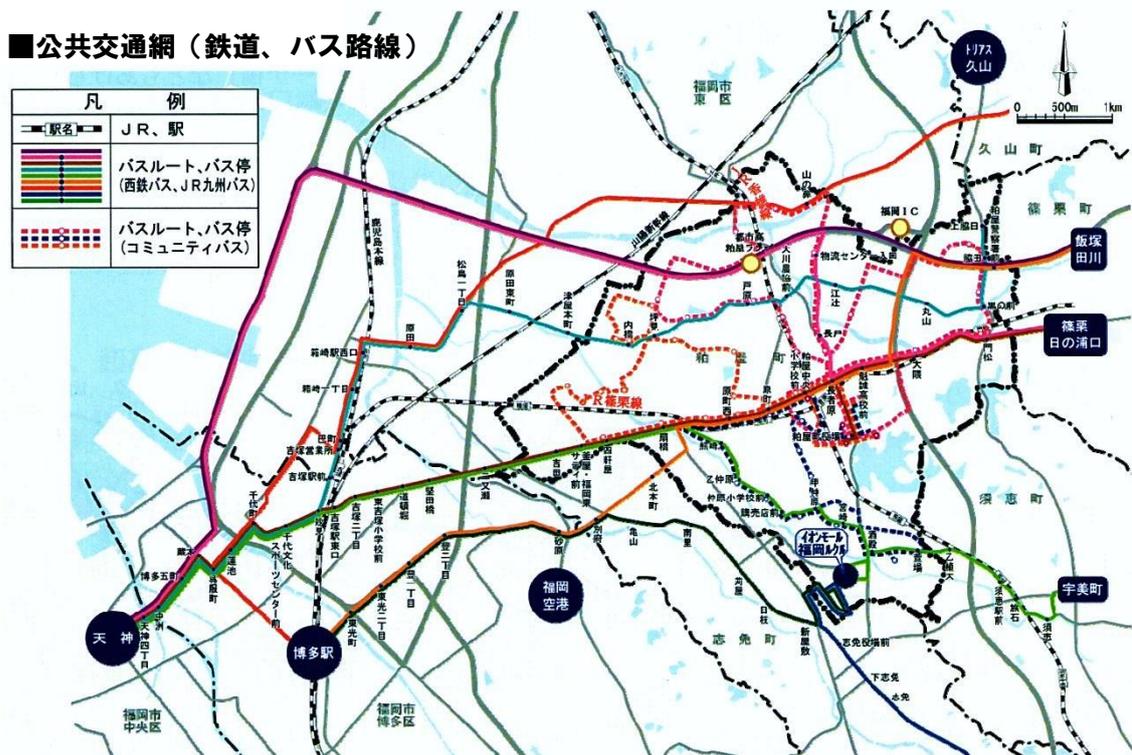
資料：「第5次粕屋町総合計画（H28.3）」

②公共交通

本町内は、JR 篠栗線（福北ゆたか線）と JR 香椎線の2本の鉄道が通り、6つの駅が立地しています。また、西鉄バス、JRバス及び町内巡回バスが運行しています。

JR 駅の乗降客数を見ると、長者原駅と柚須駅で特に多く、また増加の割合が大きくなっています。他の駅の乗降客数も、増加傾向となっています。

公共交通ネットワークは、中心地域と周辺地域がそのネットワークにより連絡した、誰もが歩いて暮らせるまち＝「コンパクトシティ」の形成や地球温暖化防止に寄与するまち＝「低炭素型のまち」を実現する重要な役割を担っています。



資料：「粕屋町都市計画マスタープラン（H22.10）」

③福岡都市圏まちづくりプラン

福岡都市圏は、粕屋町を含む 17 市町で構成され、様々な共通の課題解決や圏域の一体的な発展に向け広域連携の取り組みを進めています。

福岡都市圏では、住民の多くが福岡市など圏域内の市町へ通勤・通学している状況を踏まえ、生活の利便性を向上し、スポーツやレ

クリエーションを楽しむ機会を数多く提供するため、図書館やスポーツ施設の広域利用を実施しています。今後は、住民の文化活動をさらに支援するため、図書館、スポーツ施設の広域利用に加え、ホール等文化施設の広域利用や圏域一体となった芸術文化の連携方策の検討も進めていきます。

<福岡都市圏の構成市町>

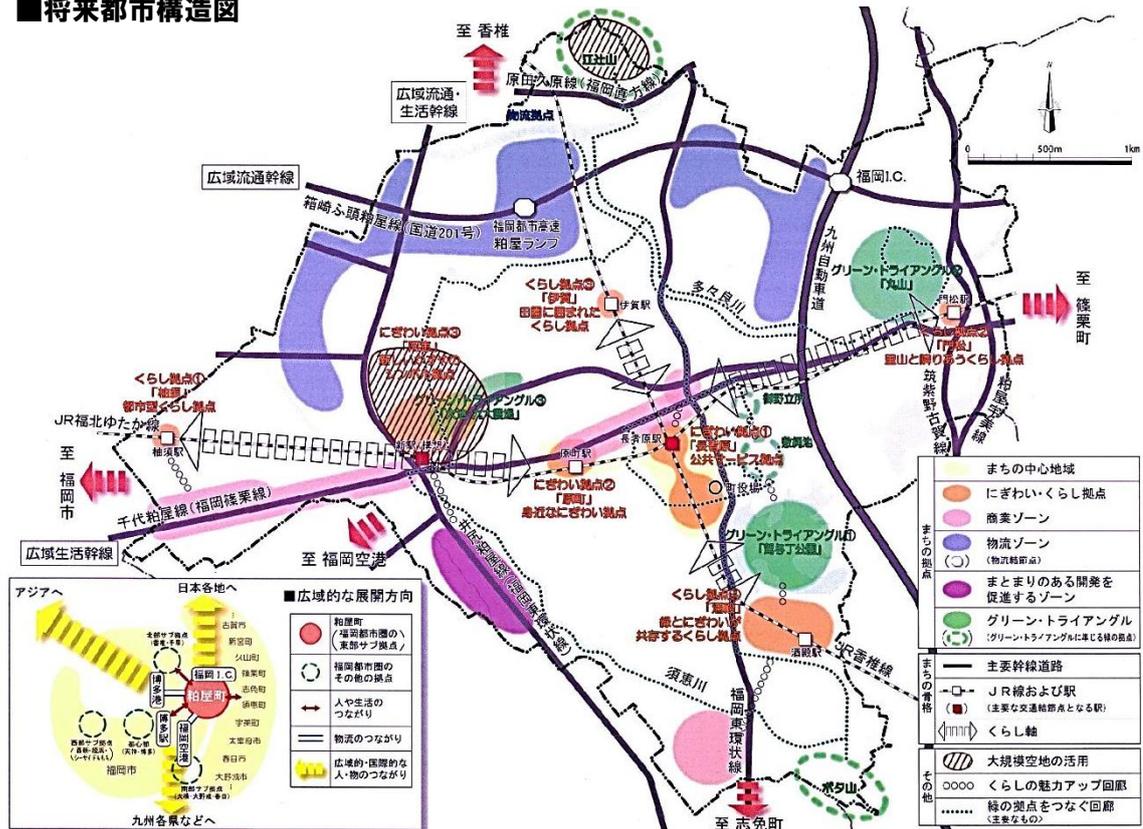
| 区分 | 市町名 |
|------|---------------------------------|
| 福岡市 | 福岡市 |
| 筑紫地域 | 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町 |
| 糟屋地域 | 古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町 |
| 宗像地域 | 宗像市、福津市 |
| 糸島市 | 糸島市 |

資料：「ふくおか都市圏まちづくりプラン（H23.8）」

④将来都市構造

平成42年(2030年)を目標年次とする「粕屋町都市計画マスタープラン」では、将来都市像を「まちと緑がとけあうコンパクトシティかすや ～活力・暮らし・緑の充実都市～」とし、都市整備の6つの方向性を定めています。それらに基づき、めざすまちの形(将来都市構造)を示しています。その中で、「まちの中心地域」や「7つのにぎわい・暮らし拠点」や、それらをつなぐ「くらしの軸」などを設定し、中心地域と周辺地域が公共交通のネットワークにより連絡した、だれもが歩いて暮らせるまち＝「コンパクトシティ」の形成を目指しています。

■将来都市構造図



| | |
|--|---|
| <p>■まちの中心地域</p> | <p>多様な都市機能が集積している地域で、公共交通の利便性や都市基盤ストックを活かし、町全体の中心拠点としての機能の充実を図っていく地域</p> |
| <p>■7つのにぎわい・暮らし拠点 (6つのJR駅、新駅の設置が期待されている九大農場跡地付近)</p> | <p><にぎわい拠点> 駅を中心に住宅地・便利施設・公園などが拠点の特性に応じて複合的に配置され、交通結節点やシンボリックな景観も備わった、粕屋町で豊かに暮らすための拠点</p> <p><くらし拠点> 町内各地からにぎわい拠点へアクセスするためのゲートウェイ的拠点。アクセス性の向上のため、駅の利便性や快適性向上などを図る</p> |
| <p>■大規模空地の活用</p> | <p>大規模空地において、「まちの顔」として粕屋町らしさを発信する魅力ある土地利用を図る場所(九大農場跡地)</p> |

資料:「粕屋町都市計画マスタープラン(H22.10)」

2-2 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 公共施設の現況

① 公共施設の保有状況

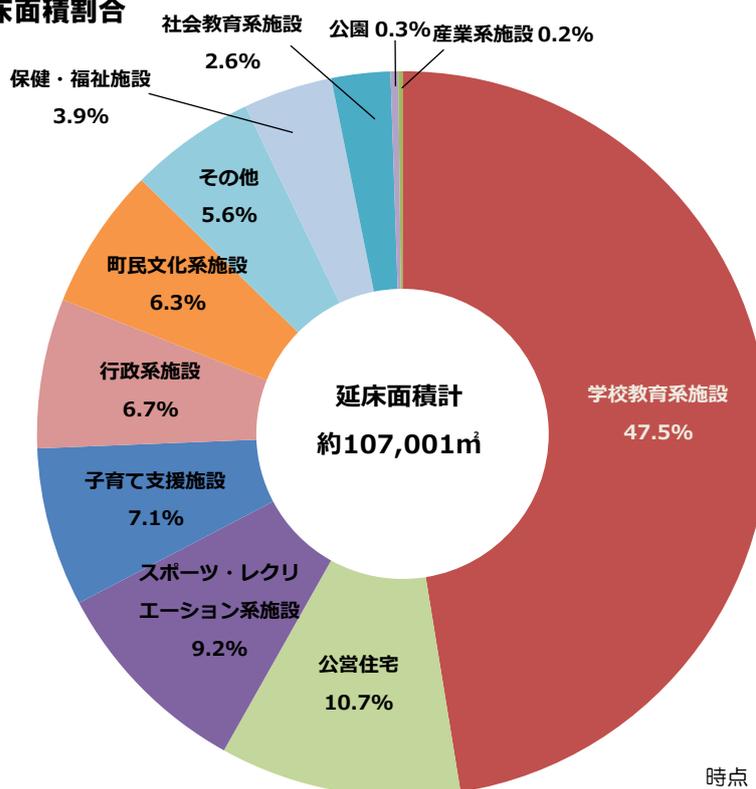
平成 27 年度（2015 年）末現在で、本町が保有する公共施設は 69 施設あり、その延床面積の合計は 107,001 m²となっています。その内訳は、学校教育系施設が 50,782 m²で全体の約 47.5%となっています。次いで公営住宅 11,410 m²（10.7%）、スポーツ・レクリエーション系施設 9,807 m²（9.2%）、子育て支援施設 7,570 m²（7.1%）の順となっています。

■施設類型別延床面積及び施設数（構成比）

| 施設類型 | 施設数 | 延床面積 (m ²) | 構成比 (%) | | 主な施設（用途） |
|------------------|-----|---------------------------|---------|-------|---------------------|
| | | | 施設数 | 延床面積 | |
| 町民文化系施設 | 6 | 6,749 | 8.7 | 6.3 | 公民会館、生涯学習センター 等 |
| 社会教育系施設 | 1 | 2,785 | 1.4 | 2.6 | 粕屋町立図書館・歴史資料館 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 1 | 9,807 | 1.4 | 9.2 | 粕屋町総合体育館 |
| 産業系施設 | 1 | 195 | 1.4 | 0.2 | 粕屋町農産物直販施設 |
| 学校教育系施設 | 7 | 50,782 | 10.1 | 47.5 | 小学校、中学校、学校給食共同調理場 |
| 子育て支援施設 | 10 | 7,570 | 14.5 | 7.1 | 幼稚園、保育所、学童保育所 |
| 保健・福祉施設 | 3 | 4,214 | 4.3 | 3.9 | シルバーワークプラザ、保健センター 等 |
| 行政系施設 | 4 | 7,135 | 5.8 | 6.7 | 役場庁舎、消防分団格納庫 |
| 公営住宅 | 7 | 11,410 | 10.1 | 10.7 | 町営住宅 |
| 公園 | 20 | 367 | 29.0 | 0.3 | 便所や東屋等の施設を有する公園 |
| その他 | 9 | 5,987 | 13.0 | 5.6 | 納骨堂、駐輪場、旧清掃センター 等 |
| 合計 | 69 | 107,001 | 100.0 | 100.0 | |

時点：平成 27 年度末現在

■施設類型別延床面積割合

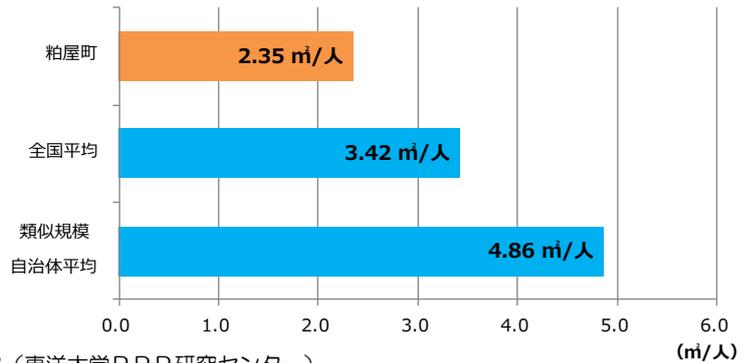


時点：平成 27 年度末現在

②町民一人当たりの公共施設延床面積

本町が保有する公共施設の町民一人当たりの延床面積は、2.35 m²/人となっており、全国平均や類似規模自治体平均に比べて少ない状況にあります。

■町民一人当たりの公共施設延床面積



資料：自治体別人口・公共施設延床面積調査データ（東洋大学PPP研究センター）

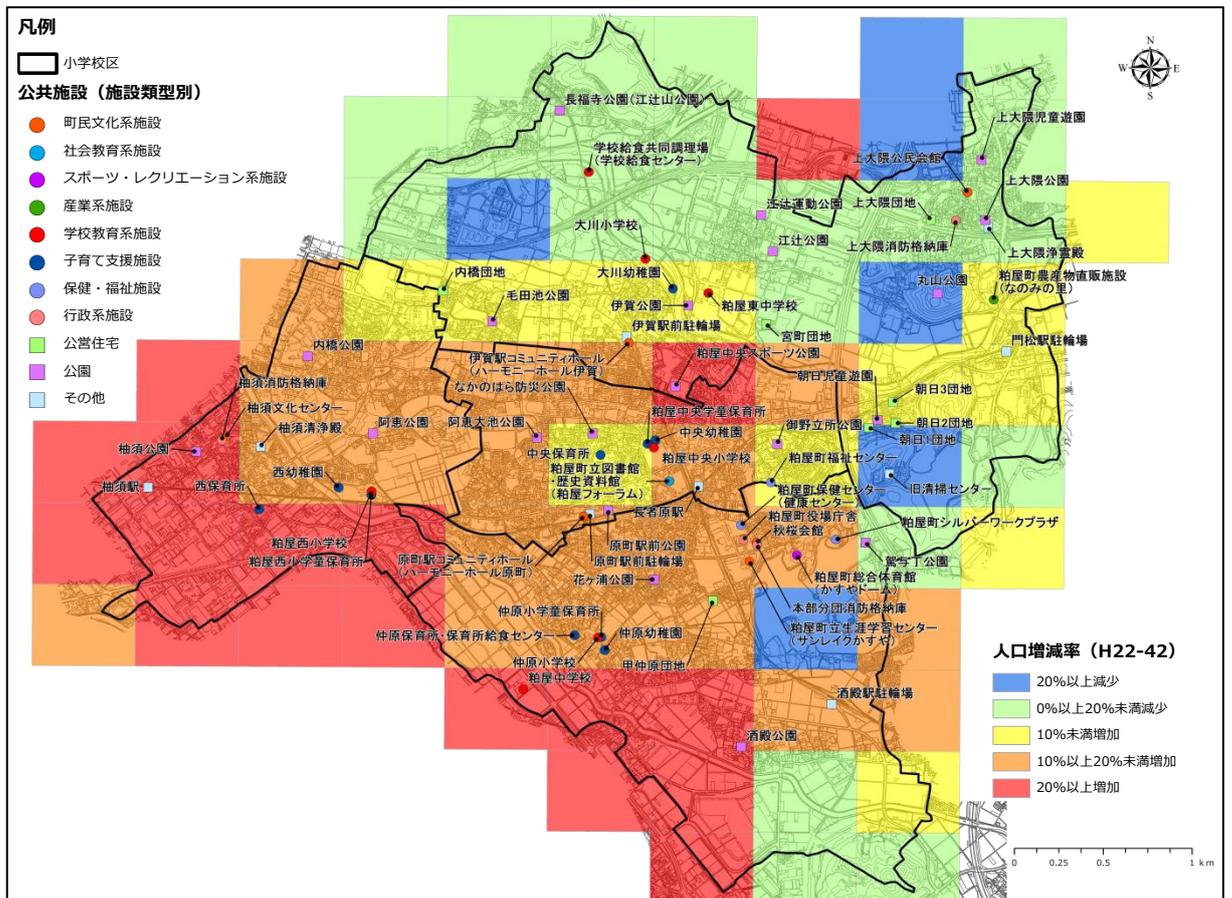
※全国平均及び類似規模自治体（人口が同規模自治体）の数値は概ね平成21年度実績値。本町の数値は、人口：住民基本台帳（平成27年9月30日現在）、公共施設延床面積：平成27年度末現在。

③公共施設の配置状況と人口増減率

配置状況を見ると、町役場、福祉センター、保健センター（健康センター）、図書館・歴史資料館（粕屋フォーラム）総合体育館（かすやドーム）、生涯学習センター（サンレイクかすや）をはじめとする多くの公共施設が、本町の中央部（長者原駅周辺）に集積しています。

平成22年（2010年）と平成42年（2030年）を比較した人口増加率をみると、粕屋西小学校区及び仲原小学校区で20%以上の増加がみられる地域があります。

■公共施設の配置状況



※小学校区：国土交通省国土政策局「国土数値情報 小学校区データ」をもとに編集・加工。

※人口増減率メッシュ：将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）をもとに作成。

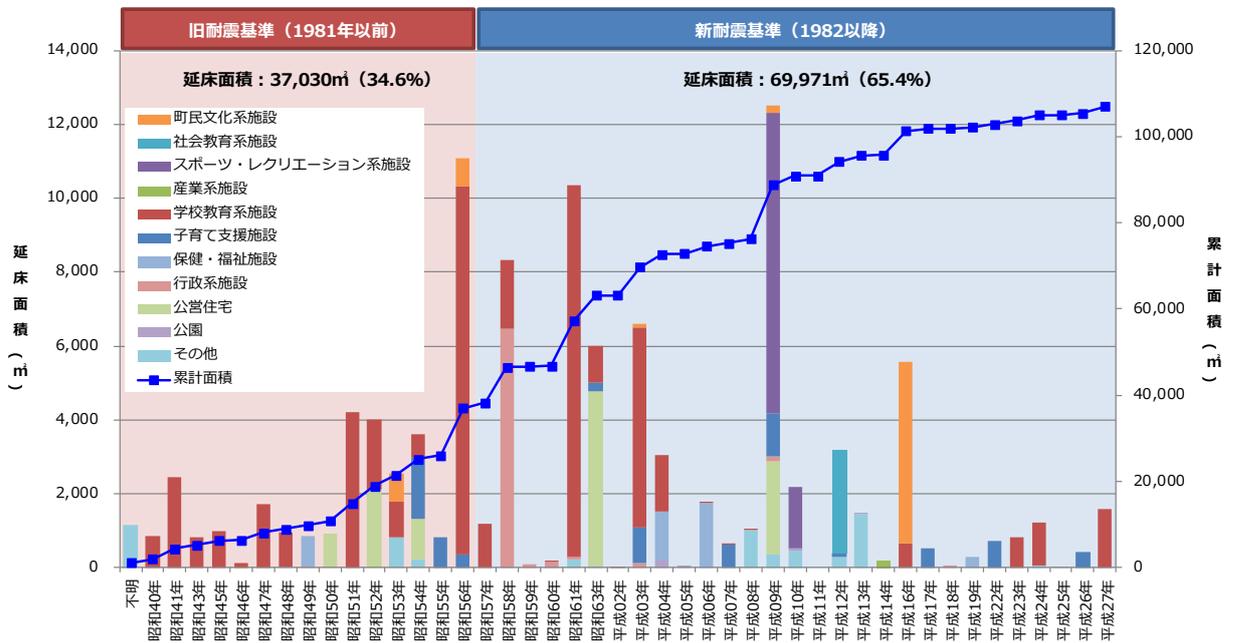
④公共施設の整備状況

本町の公共施設の整備状況を建築年別にみると、昭和40年代から50年代に学校教育系施設の建設が集中していることがわかります。

昭和56年(1981年)以前に建てられた旧耐震基準の施設は、延床面積合計37,030㎡(34.6%)となっています。学校教育系施設のうち小学校、中学校については、平成24年度(2012年)に耐震改修工事が完了し、耐震性は確保されていますが老朽化は進行しています。また、幼稚園についても、平成28年度に耐震改修工事が完了予定となっています。

耐震化が完了していない施設については、建築年数や経年劣化等の状況を見極めながら順次、耐震診断・改修を行っていく必要があります。

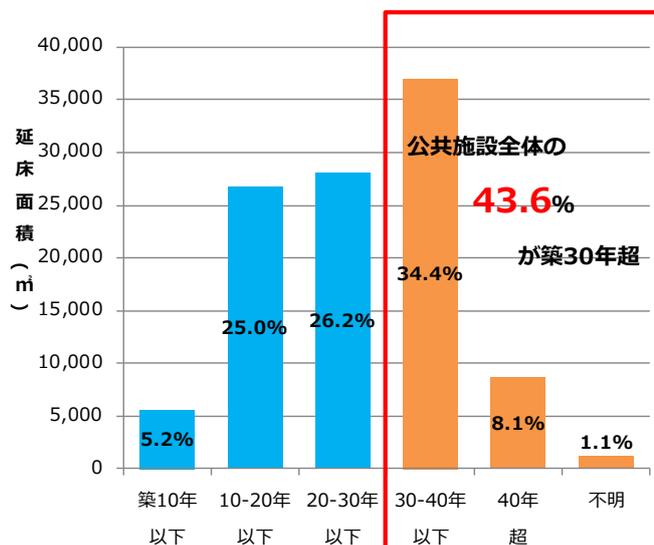
■施設類型別築年別延床面積



施設によって異なりますが、一般に鉄筋コンクリート造などの建築施設は、築30年程度が経つと大規模改修、築60年程度が経つと建替えが必要となる場合が多いといわれています。

本町の公共施設の経年別の内訳をみると、公共施設全体に占める割合の43.6%が築30年を超えており、現状のままでは10年後には約70%まで増加し、大規模改修・建替えの大きな波が到来することが予想されます。

■経年別延床面積割合



(2) インフラ施設の現況

① インフラ施設の保有状況

インフラ施設は、産業、経済、文化等の活動を支える基盤であり、町民の生活にとって不可欠なものです。今後も人口増加、多様化する町民ニーズに対応した整備が求められています。

また、近年頻発する地震や集中豪雨などの災害を踏まえ、避難路や緊急輸送路の確保だけでなく、通常時からの安全・安心を考慮した既存施設の適切な維持管理が重要となります。

平成 26 年度（2014 年）末現在で、本町が保有しているインフラ施設の保有状況は、以下のとおりです。

■ インフラ施設の保有状況

| 種別 | 内容 | 施設数量 |
|-----|--------------|-------------|
| 道路 | 1 級（幹線）町道 | 23,819 m |
| | 2 級（幹線）町道 | 18,904 m |
| | その他の町道 | 122,628 m |
| | 道路改良率 | 83.1 % |
| | 自転車歩行者道 | 558 m |
| 橋梁 | 橋梁延長 | 1,448 m |
| | 橋梁数（本橋） | 122 橋 |
| | 橋梁数（側道橋） | 7 橋 |
| | 橋梁改良率 | 100.0 % |
| 上水道 | 管路延長 | 192,688 m |
| | 耐震管整備率 | 2.4 % |
| | 上水道普及率 | 97.4 % |
| 下水道 | 管路延長 | 146,926 m |
| | 下水道普及率 | 97.8 % |
| | 下水道接続率（水洗化率） | 94.8 % |
| 公園 | 都市公園面積 | 18.8 ha |
| 土地 | 行政財産 | 1,549,377 ㎡ |
| | 普通財産 | 514,480 ㎡ |
| | 未利用地（普通財産） | 21,885 ㎡ |

時点：平成 26 年度末現在

(3) 公共施設等の将来の更新費用の見通し

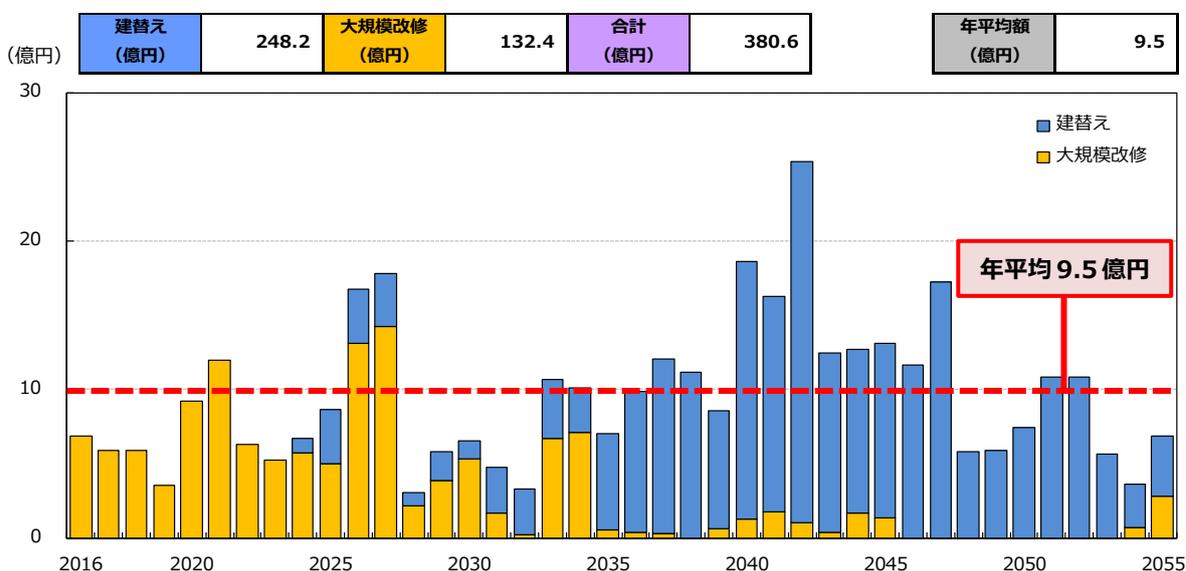
現在、本町が保有する公共施設等を今後もすべて同規模で、維持し続けると仮定した場合の大規模改修や建替えにかかる費用を把握するため、平成 28 年（2016 年）から平成 67 年（2055 年）までの 40 年間分の費用の推計を行いました。

推計にあたっては、総務省ホームページで公開されている「公共施設更新費用試算ソフト」を活用するとともに、個別の長寿命化計画等が策定されている場合はこれらの計画に基づくものとします。

① 公共施設

本町が保有する公共施設の今後 40 年間（平成 28 年（2016 年）～平成 67 年（2055 年））の更新等にかかる費用の総額は約 381 億円で、年平均費用は約 9.5 億円が必要と見込まれます。

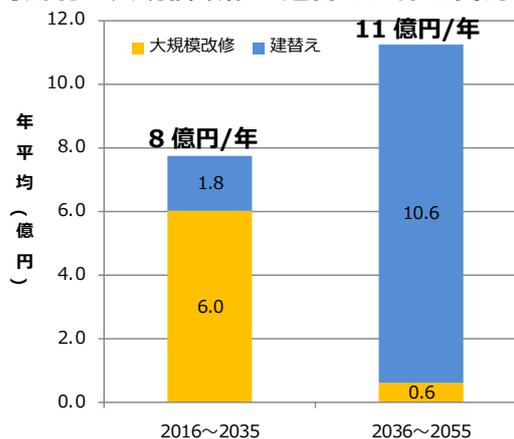
■ 公共施設の大規模改修・建替えに係る費用推計の結果（推計期間 40 年間）



今後 40 年間の大規模改修・建替えに係る費用の見込みを平成 28 年（2016 年）～平成 47 年（2035 年）の前半 20 年間と、平成 48 年（2036 年）～平成 67 年（2055 年）までの後半 20 年間で比較した場合、今後 20 年間は年平均約 8 億円が必要と見込まれ、そのほとんどが大規模改修に充当されることとなります。後半の 20 年間は年平均約 11 億円が必要と見込まれ、そのほとんどが建替えに充当されることとなります。

推計では、更新等にかかる費用が集中する時期もあれば、比較的少ない時期もあることが分かることから、公共施設にかかる費用の発生そのものを抑制する方策の検討や維持管理費の縮減、施設の長寿命化等を行うことにより、全体の更新等にかかる費用をできるだけ平準化していくことも今後の公共施設の管理において重要となります。

■ 時期別 大規模改修・建替えに係る費用の推計



※計算根拠：総務省 公共施設更新費用試算ソフト

②インフラ施設

道路、橋梁、上水道、下水道のインフラ施設の今後 40 年間（平成 27 年（2015 年）～平成 66 年（2054 年））の更新等にかかる費用の総額は約 400 億円で、年平均費用は約 10 億円が必要と見込まれます。内訳では、1 年あたりの更新費用で道路が約 3 億円、上水道が約 5 億円、下水道が約 2 億円と見込まれます。橋梁の更新費用は、「粕屋町橋梁長寿命化修繕計画（平成 26 年 3 月）」によると、予防保全を実施することにより今後 50 年間（～平成 72 年（2060 年））の総額は約 17 億円で、年平均費用は約 0.3 億円が必要と見込まれています。

■更新費用試算ソフトによる推計の前提条件

○公共施設の試算条件

(1) 基本的な考え方

- ①試算期間：調査年度の翌年度から 40 年間
- ②耐用年数の設定：60 年（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）
- ③更新年数の設定
 - ・建設時より 30 年後に大規模改修を行い、60 年間使用して同床面積で建替えと仮定
 - ・現時点で、建設時より 31 年以上、50 年未満の施設については、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定
 - ・現時点で、建設時より 50 年以上経過している施設については、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わないと仮定
 - ・現時点で、耐用年数（60 年）を経過している施設については、調査年度を建替え年度と仮定

(2) 公共施設の更新費用算定

- ・更新費用は、床面積に右表の単価を乗じて算定
- ・単価は、既に先行して更新費用の試算に取り組んでいる地方自治体の調査実績や設定単価等をもとに総務省が設定

■類型別 単価表（※建替えについては、解体費含む）

| 大分類 | 大規模改修 | 建替え |
|------------------|---------|---------|
| 町民文化系施設 | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| 社会教育系施設 | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| 産業系施設 | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| 学校教育系施設 | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 子育て支援施設 | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 保健・福祉施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| 医療施設 | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| 行政系施設 | 25 万円/㎡ | 40 万円/㎡ |
| 公営住宅 | 17 万円/㎡ | 28 万円/㎡ |
| 公園 | 17 万円/㎡ | 33 万円/㎡ |
| 供給処理施設 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |
| その他 | 20 万円/㎡ | 36 万円/㎡ |

※上記、推計の前提条件は、本計画において、本町が保有する公共施設の将来の更新等にかかる費用を算定するために設定した条件であり、実際の更新等の時期については、各公共施設の状況に応じて判断されます。また、更新等にかかる費用についても個別の計画等による管理の状況等により変わります。

○インフラ施設の試算条件（橋梁は、「粕屋町橋梁長寿命化修繕計画（平成 26 年 3 月）」による）

(1) 基本的な考え方

①試算期間：調査年度から 40 年間

②耐用年数・更新年数の設定

- ・道路/15 年で舗装部分の打ち替え
- ・上水道管/40 年で更新

（現時点で、耐用年数（40 年）を経過している施設については、今後 5 年間で均等に更新を行うと仮定）

- ・下水道管/50 年で更新

（現時点で、耐用年数（50 年）を経過している施設については、今後 5 年間で均等に更新を行うと仮定）

(2) インフラ施設の更新費用算定

- ・更新費用＝将来年次別更新ストック量×更新単価
- ・道路：縦面積を耐用年数（15 年）で割った値を更新量とし、毎年更新していくと仮定
- ・上水道管：管径別年度別延長で分類し、下表の単価を乗じて算定

■上水道管 単価表

| 導水管/送水管 | | 配水管 | | | |
|---------|---------|----------|---------|---------|---------|
| 管径 | 単価 | 管径 | 単価 | 管径 | 単価 |
| 300mm未満 | 100千円/m | ～150mm以下 | 97千円/m | 300mm以下 | 106千円/m |
| | | 200mm以下 | 100千円/m | 350mm以下 | 111千円/m |
| | | 250mm以下 | 103千円/m | | |

- ・下水道管：管径別年度別延長で分類し、下表の単価を乗じて算定

■下水道管 単価表

| 管径 | 単価 |
|--------------|---------|
| ～250mm | 61千円/m |
| 251～500mm | 116千円/m |
| 501mm～1000mm | 295千円/m |

※上記、推計の前提条件は、本計画において、本町が保有するインフラ施設の将来の更新等にかかる費用を算定するために設定した条件であり、実際の更新等の時期については、各公共施設の状況に応じて判断されます。また、更新等にかかる費用についても個別の計画等による管理の状況等により変わります。

2-3 現状や課題に関する基本認識

これまで見てきたとおり、本町では、人口の増加や経済成長に伴う行政需要に対応するため、昭和40年代以降、学校教育系施設の建設や道路等の社会基盤の整備への集中的な投資を行ってきました。しかし、今後はこれらの公共施設等が一斉に耐用年数を迎え、大規模改修や建替えにかかる費用の増大が見込まれます。また、将来の年齢構成の変化に伴う公共施設等への町民ニーズの変化が予想されます。

このような背景から、今後見込まれる公共施設等の更新等にかかる費用が増大し、町の財政を圧迫する可能性があります。将来にわたって町民に過度の負担を強いることのないよう、更新等にかかる費用に充当可能な財源を確保していくためには、持続可能な施設管理や長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、利用料金（使用料・手数料等）の見直し等による適切な歳入の確保に取り組み、財政負担の軽減や平準化を図ることが必要です。また、今後も福岡市のベットタウンとして住宅等が増加していくことが予想されるため、適切な施設の配置や保有量についても検討を進めていく必要があります。

着実かつ迅速な公共施設等のマネジメントを進めていくために、本町では、公共施設等マネジメントの基本的な考え方である「量」、「質」、「コスト」の視点から公共施設等を見直し、効率的・効果的な施設運営の実現、サービスの向上を図ります。以下より、「量」、「質」、「コスト」の視点から全庁的な管理に関する課題を整理します。

(1) 「量」に関する課題

① 地域特性を踏まえた公共施設の配置・整備のあり方の検討

本町が保有する公共施設の町民一人当たりの延床面積は、2.35 m²/人となっており、全国平均及び類似規模自治体平均に比べて少ない状況にあります。将来、人口が増加することが見込まれるため、公共施設等への新たな需要が発生することが予想されます。そのため、現在の施設利用・配置状況等を把握し、将来の人口動向を踏まえた公共施設の配置や整備のあり方を検討する必要があります。

② コンパクトシティ形成を見据えた検討

都市整備の観点から、将来のあるべき姿やまちづくりの方針を示す「粕屋町都市計画マスタープラン（平成22年10月）」においては、「コンパクトシティ」の形成を目指すとされています。「まちの中心地域」や「にぎわい拠点」、「くらし拠点」等から構成される「まちの拠点」の利便性や快適性向上に寄与する公共施設等のあり方を検討する必要があります。

③ 効率的な運用・町が保有すべき施設の明確化

限られた財源の中で、公共施設等を効率的に維持管理・運営していく必要があるため、本町が提供すべきサービスかどうかを見極めた上で、民営化等の可能性を検討し、町として保有すべき施設の検証を行う必要があります。また、広域的視点から機能補完が可能な施設については施設のあり方を検討する必要があります。

(2)「質」に関する課題

①公共施設等の長寿命化の推進と老朽化・安全性への対応

本町が保有する公共施設のうち、築 30 年以上を経過した施設は全体延床面積の割合で約 40%となっています。耐用年数が経過したからといって直ちに施設の使用が出来なくなるものではないものの、長く使い続ける公共施設については、予め計画的に保全する措置を講じながら、長期間の使用に耐えうる施設にしていく必要があります。

また、防災上必要な施設や利用頻度が高い施設等について、利用者である町民の安全を確保する対策を講じる必要があります。

②将来的なニーズを的確に把握

本町の人口は増加傾向にあり、将来の年齢構成の変化に伴う公共施設等への町民ニーズの変化を的確に把握し、サービスの充実による生活の質の向上が図れる公共施設のあり方や、施設種別にとらわれない整備・更新方策についても検討していく必要があります。

現在、行政・文化施設が集積している地域では、駐車場不足の問題が発生しており、今後の人口分布、土地利用、公共交通ネットワーク、施設の集積等を的確に把握して、公共施設等の配置を検討する必要があります。

(3)「コスト」に関する課題

①改修・更新費用の確保

本町が保有する公共施設等を今後も維持し続けるとした場合、多額の費用（今後 40 年間総額：約 381 億円、年平均費用：約 9.5 億円）が見込まれます。将来の負担を考慮すると、限られた財源の中で、改修・更新等にかかる費用を確保していく必要があります。今後、施設の整備及び更新にあたっては、町民ニーズ、施設の必要性等を十分に検討し、施設にかかる経費を抑制していく必要があります。

②運営費用の縮減

施設運営を効率的に実施するため、受益者負担の適正化に向けた施設の使用料・手数料の見直しや、施設の保有や保全、運営方法について民間等を活用した事業手法等の検討を行い、事業コストの縮減を図る必要があります。

また、ライフサイクルコストの縮減を図るため、施設の保全計画や長寿命化計画を策定し、施設にかかる費用の平準化を図ることが不可欠です。

③資産としての効率的な運用・効果的な利活用

公共施設等を資産として捉え、効率的な運用により、収益を生み出していくことが求められています。

また、町有未利用財産（土地）の利活用についても今後、売却や貸付等の資産活用について検討していく必要があります。

3 公共施設等の管理に関する基本方針

3-1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町は、今後も人口増加が見込まれる一方で、高齢化は進行していくことが予想されています。また、財政状況は比較的健全な値を示していますが、高齢化の進行や低成長経済にともない、将来のまちづくりに向けて投資できる財源が減少することが予想されています。今後は、町民ニーズが拡大・多様化する中、生涯学習活動や地域活動が活発化し、公共施設等に対するニーズが高まっていくものと予想されます。

そのため、限られた財源の中で、社会情勢の変化や拡大・多様化する町民ニーズ等に対応し、健全で持続的な公共サービスを提供するために、保有量・配置の最適化や施設の長寿命化、コストの縮減等を図り、公共施設等の維持管理や更新等に伴う費用を確保する取り組みを推進します。加えて、町民が安全で快適に利用することができる施設の実現を目指します。

(1) 基本原則

将来にわたり、町民生活を支える公共サービスを持続的に提供していくため、「量」、「質」、「コスト」に関する課題及び基本的な考え方を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本原則を以下のように設定し、効率的・効果的な施設管理を推進します。

「量」の見直し

ちょうどよく（保有量・配置の最適化）

- 公共サービスへの民間活力の導入や既存施設の活用等による保有量の最適化に努めます。
- 将来のまちづくりの方向性を考慮し、コンパクトシティの形成に寄与する施設配置を目指します。

「質」の見直し

長く・つかいやすく（長寿命化）

- 予防保全型の維持管理への転換を図り、長く使い続ける取り組みを推進します。
- 計画的に管理を行う体制を構築することで、時代の変化や町民ニーズに対応した施設の質の向上を図ります。

「コスト」の見直し

かしこく（コストの縮減）

- 管理運営にかかるコストを抑制し、財源確保に努めます。
- サービスを提供するふさわしい主体を見極め、効率的な施設運営を目指します。

(2) 基本方針

公共施設等を中長期的な視点で適正に管理していくための基本原則に沿った基本方針を以下のように設定します。今後、基本方針に基づき、町全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性等を十分考慮したうえで、町民の理解と協力を得ながら公共施設等のマネジメントに取り組むものとします。

① 「量」の基本方針

ちょうどよく（保有量・配置の最適化）

1 新規整備の検討

新規整備を行う場合は、広域連携や民間活力の導入、既存施設の活用等も十分に検討したうえで行います。

2 単純更新をしない

施設更新時には複合化、集約化、施設を使わないサービスの提供（IT化等）などの検討を十分に行い、公共サービス機能の適正化に努めます。また、不要なスペース等がある場合は、コストの縮減や効率化を目的としたダウンサイジングを行います。

3 必要性の検討

利用率が少ない等、優先度の低い施設は、転用、廃止、複合化、集約化も視野に入れた機能の再編・再配置の検討を行います。

4 国・周辺自治体等との連携

国・周辺自治体等の保有する施設の活用の可能性の検討を行い、維持管理等の費用を分担、相互利用による更新費用の縮減などを推進します。

5 インフラ系施設の計画的な施設整備の推進

統廃合や複合化が難しいため、安全性や経済性の検証や維持管理の工夫、新たな技術・制度・民間活力の積極的な導入を検討します。

② 「質」の基本方針

長く・つかいやすく（長寿命化）

1 施設情報の一元管理

機能や安全性の確保のため、施設情報（利用状況、耐震性・老朽化の状況など）を一元的に管理します。

2 予防保全型の維持管理

壊れてから直す事後保全的な維持管理から計画的な維持管理（予防保全）への転換、定期的な点検・診断の実施と劣化状況の把握・記録・蓄積・活用を推進します。

3 長寿命化の推進

施設の健全維持、できるだけ施設を長く使用することによる予算の平準化とライフサイクルコストの縮減を推進します。

4 使われる施設への転換

町民ニーズを把握し、民間活力の導入、多機能化により、使いやすい施設を目指します。また、一部の施設に利用が過度に集中しないよう、バランスのとれた施設配置を目指します。

5 施設の安全性の確保

耐震診断、耐震化については、「粕屋町耐震改修促進計画（平成26年3月）」に基づき、粕屋町地域防災計画に避難場所として位置づけられている施設を優先し、計画的に耐震化の強化を図ります。また、定期的な点検・診断を行い、各部位などの劣化状況を把握します。

③ 「コスト」の基本方針

かしこく（コストの縮減）

1 余剰・未利用資産の売却や貸付

余剰・未利用資産の積極的な民間への貸付・売却、土地の有効利用、借地の解消により、将来の大規模改修や更新に備えた費用を確保します。

2 民間活力の導入

指定管理者制度、PPP および PFI、公共施設等運営権制度等の民間活力・資金の最大限活用による効率的な維持管理の実現を図ります。

3 粕屋町公共施設等整備基金の活用等による更新費用の確保

維持管理費の縮減や民間への貸付・売却による収入益等を活用し、将来の大規模改修や更新に備えた基金の運営を推進します。

4 長寿命化計画策定によるコスト平準化

施設類型ごとに長寿命化計画を策定することで、短期間に事業が集中することを回避し、各年度に係る事業費の平準化を図ります。

5 受益者負担の適正化

施設の運営・維持管理コストや利用状況の把握によるコスト縮減、施設の目的や利用状況に応じた利用料金の適正化を推進します。

6 省エネによる削減

省エネルギー改修の実施や省エネルギー効果をモニタリングして光熱水費の削減分を改修費用等に充当する事業などの導入検討を推進します。

7 公会計制度と連動したマネジメント

統一的な基準による地方公会計制度と連動し、施設にかかるフルコストを把握するとともに固定資産台帳を活用した情報の一元化を図り、行政経営マネジメントを推進します。

3-2 公共施設等マネジメントの目標設定

(1) 目標期間の設定

本町が現在保有する公共施設等をすべて維持し続けると、今後の町の財政を圧迫することが見込まれます。また、本町は人口が増加傾向にあり、多様化する町民ニーズに対応するため、新たな公共施設等への需要が増えることが予想されます。このことから、今後は、公共施設等の改修・更新等の費用として財源の確保をしていかなければなりません。

将来にわたり適切な公共施設等の整備及び更新や公共サービスの向上のためにも、公共施設等の改修・更新等にかかる費用の削減に加え充当可能な財源の確保に努める必要があります。加えて、保全計画や長寿命化計画等を策定し、計画的な維持管理による費用の平準化を図る必要があります。

長期的な視点から適正な公共施設等マネジメントを推進するため、目標期間は、40年間（平成28年度（2016年）～平成67年（2055年））とし、以下に改修・更新等にかかる費用の削減目標を示します。

(2) 改修・更新費用の削減率の設定

① 普通建設事業費の実績額

本町の過去5年間の一般会計において、道路、橋梁、学校などの公共施設等の社会資本の新設・改修等にかかるすべての経費を含んだ普通建設事業費の年平均額は約9.5億円となっています。

■ 普通会計歳出決算の推移（性質別）（再掲）



（単位：百万円）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平均 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 普通建設事業費 （実績） | 605 | 1,415 | 1,021 | 646 | 1,042 | 2,195 | 946 |

資料：地方財政状況調査（決算統計）※表示単位未満は四捨五入のため、合計が一致しない箇所がある。

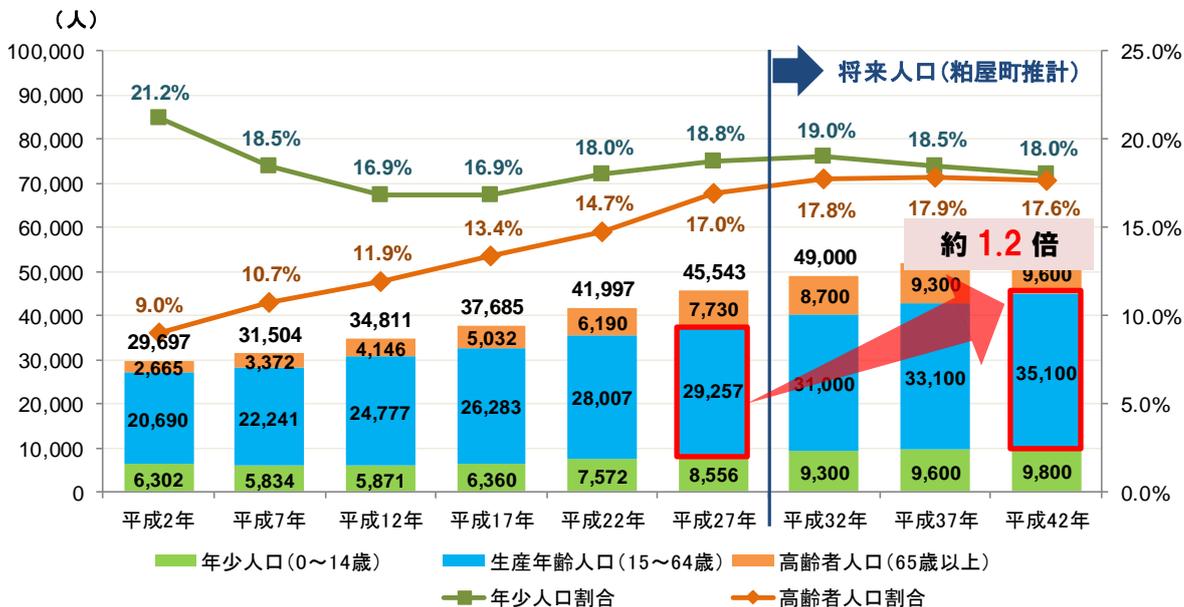
※平成26年度の普通建設事業費は、他年度と比べ突出しているため平均算出から除外している。

（平成26年度は小学校の増築工事や小中学校の非構造部材耐震化工事等が集中したため）

② 将来の普通建設事業費の設定

今後、将来の生産年齢人口の増加にともない、税収が約 1.2 倍に増加すると、普通建設事業費の想定額は年平均約 11.4 億円となります。

■ 総人口と年齢別人口の推移と将来推計（再掲）



資料：「第5次粕屋町総合計画（H28.3）」

※将来人口（粕屋町推計値）は、住民基本台帳に基づいて算出。平成 22 年までの総人口は国勢調査より作成（総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない）、平成 27 年は住民基本台帳（平成 27 年 9 月 30 日現在）より作成。

●算定式：普通建設事業費（実績額）9.46 億円/年×1.2（平成 27 年と平成 42 年の生産年齢人口比較）
= 11.4 億円/年

③ 削減率の設定

今後 40 年間で公共施設にかかる改修・更新等の費用は公共施設で年平均 9.5 億円、インフラ施設で年平均 3.3 億円（上下水道除く）と合わせて年平均 12.8 億円/年と推計されています。前項で設定した将来の普通建設事業費の想定額年平均 11.4 億円以内に収めるためには、改修・更新等にかかる費用を現在から今後 40 年間で約 11%削減することが必要となります。

● 削減率の算定式

11.4 億円/年（普通建設事業費の想定額）÷12.8 億円/年（今後 40 年間の改修・更新にかかる推計額）= 89% ⇒ 約 11%削減が必要

今後 40 年間で約 **11%**の改修・更新費用の「**削減＝確保**」

することを目標として設定する

今後、以下のような手法を検討し、更新費用の確保に努めます。

- ・ 民間活力の活用
- ・ 施設に係る維持管理費の削減
- ・ 使用料の見直し
- ・ 粕屋町公共施設整備基金の活用
- など

4 施設類型別の管理に関する基本方針

4-1 施設類型別の管理に関する基本方針について

「3. 公共施設等の管理に関する基本方針」に基づき、個別の現状や問題点等を明らかにしたうえで、施設類型別の管理に関する基本方針を示します。今後は、この方針に即して個別計画を策定していきます。

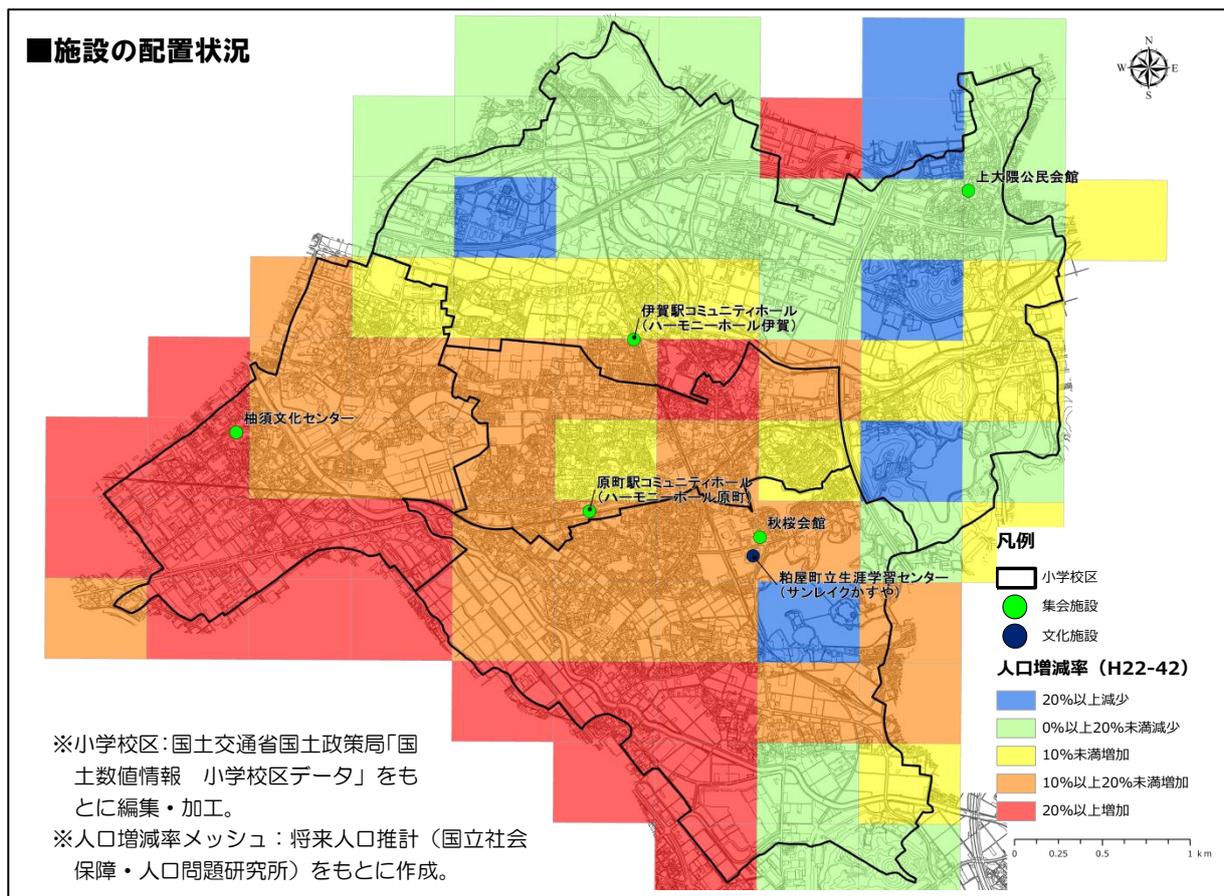
施設の基本情報（施設の有無、施設名称、建築年、運営等）については平成 27 年度（2015 年）末現在の状況を基に記載しています。施設の維持管理にかかるコスト状況、利用状況（利用者数や児童数、稼働率等）は平成 24 年度（2012 年）～平成 26 年度（2014 年）の実績値による比較を行い記載しています。

4-2 町民文化系施設

①施設の概要

| 分類 | 位置づけ | 施設名称 | 施設数 |
|------|---|---|-----|
| 集会施設 | <ul style="list-style-type: none"> 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行うために設置 町民のふれあい、文化の向上に寄与し明るく住みよいまちづくりを推進するために設置 | 上大隈公民会館、柚須文化センター、秋桜会館、伊賀駅コミュニティホール（ハーモニーホール伊賀）、原町駅コミュニティホール（ハーモニーホール原町） | 5施設 |
| 文化施設 | <ul style="list-style-type: none"> 町民の教育と文化の振興を図り、生涯にわたる学習活動の支援を促進するために設置 | 粕屋町立生涯学習センター（サンレイクかすや） | 1施設 |

※時点：平成 27 年度末現在（施設基本情報）



②施設の現状・類型別基本方針

| 集会施設 | |
|-------------|---|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・5施設のうち、3施設は築30年を超え、施設の老朽化が進行しています。 ・上大隈公民会館と柚須文化センターは、災害時の指定避難所に位置づけています。 ・運営は、直営5施設となっています。 ・コスト面(歳出)は、施設規模が異なることもあり、ばらつきがみられますが、ほぼ横ばいで推移しています。 ・利用状況(稼働率)は、柚須文化センター、原町駅コミュニティホールにおいて高くなっています。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検を行うことにより、適切な維持管理を行い、利用者の安全確保及び長寿命化を推進します。 ・指定避難所に位置づけている施設は、耐震化等の防災性向上を図るとともに、防災設備等(消火器や自動火災報知設備等)の適切な管理を行い、安全性の確保を図ります。 ・子どもの遊び場確保、親子・子ども同士・子育て家庭と地域住民の交流、高齢者の交流や健康づくりの場として、施設の有効活用に努めます。 ・利用者の動向やニーズを踏まえ、利用度を高めながら、利用料金の適正化やより効率的な管理運営方策を検討します。 ・上大隈公民会館と柚須文化センターは、地域の意向を踏まえた適正な維持管理に努めます。 ・利用者が限定されている秋桜会館は、団体の利用実態を踏まえ、今後のあり方について総合的に検討します。 |

文化施設

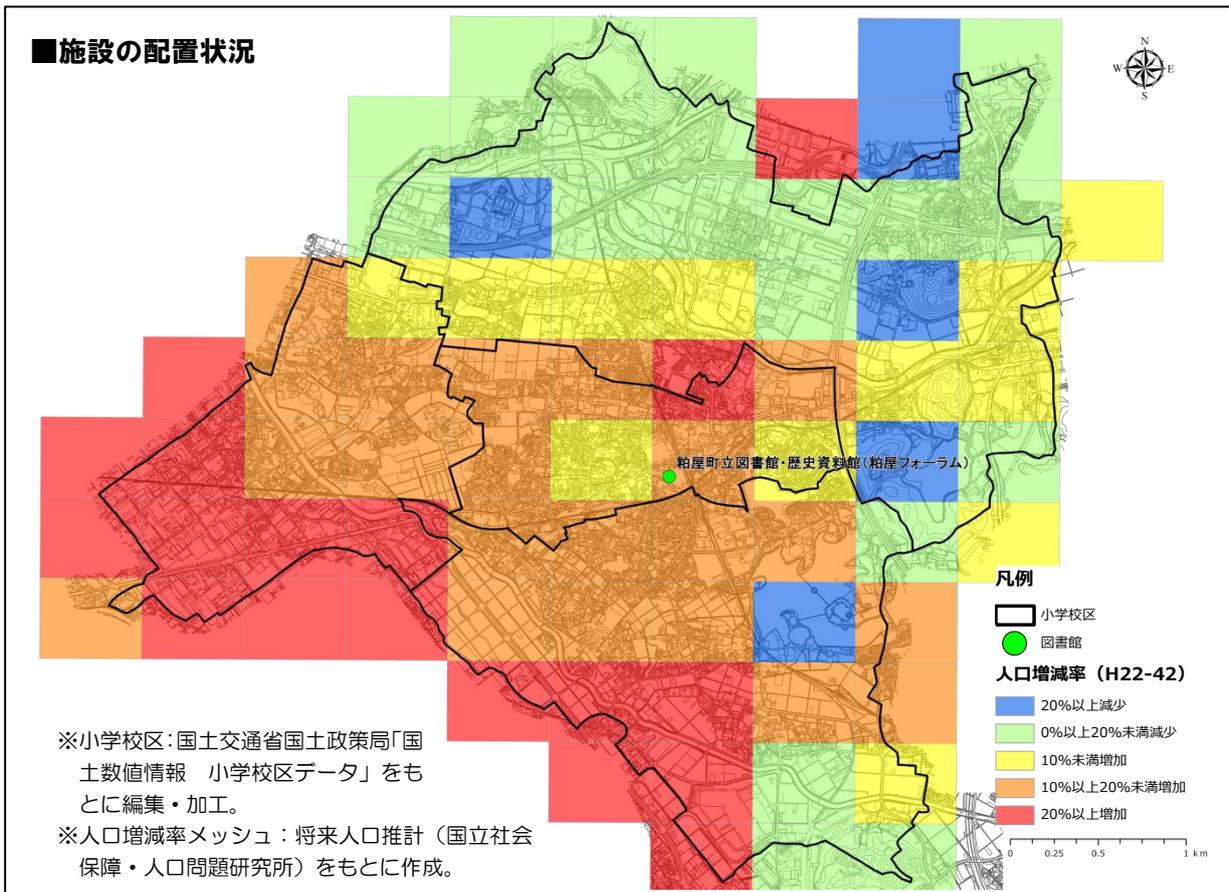
| | |
|-------------|---|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none">・粕屋町立生涯学習センターは、平成 16 年に建設され、比較的新しい建物です。・災害時の指定避難所として位置づけています。・運営は、直営で一部業務委託により行っています。・コスト面（歳出）は、一部業務委託を行っていることから、管理委託料等の割合が多くなっています。・利用状況は、様々な講座、自主事業、多種多様な自主サークル活動が行われており、利用度は高い状況といえます。・大規模な大会やイベントなどが開催される時は、駐車場が不足することがあります。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">・町民ニーズの多様化や安全確保に対応するため、施設の適切な維持管理を行うとともに、舞台設備や空調設備等の定期的な保守点検により、必要な更新・改修等を行います。・防災設備等（消火器や自動火災報知設備等）の適切な管理を行い、安全性の確保を図ります。・近隣市町との広域利用の一層の推進を図り、稼働率向上を目指します。・駐車場不足については、交通体系の整備や歩行空間の充実等、低炭素型のまちづくりの観点から整備水準の適正化に努めます。 |

4-3 社会教育系施設

①施設の概要

| 分類 | 位置づけ | 施設名称 | 施設数 |
|-----|--|----------------------------|------|
| 図書館 | ・町民の生涯学習における学習活動の支援の促進をすると共に、その健全な発展を図り、もって町民の教育と文化の振興に寄与するために設置 | 粕屋町立図書館・歴史資料館 (粕屋フォーラム) | 1 施設 |

※時点：平成 27 年度末現在（施設基本情報）



②施設の現状・類型別基本方針

図書館

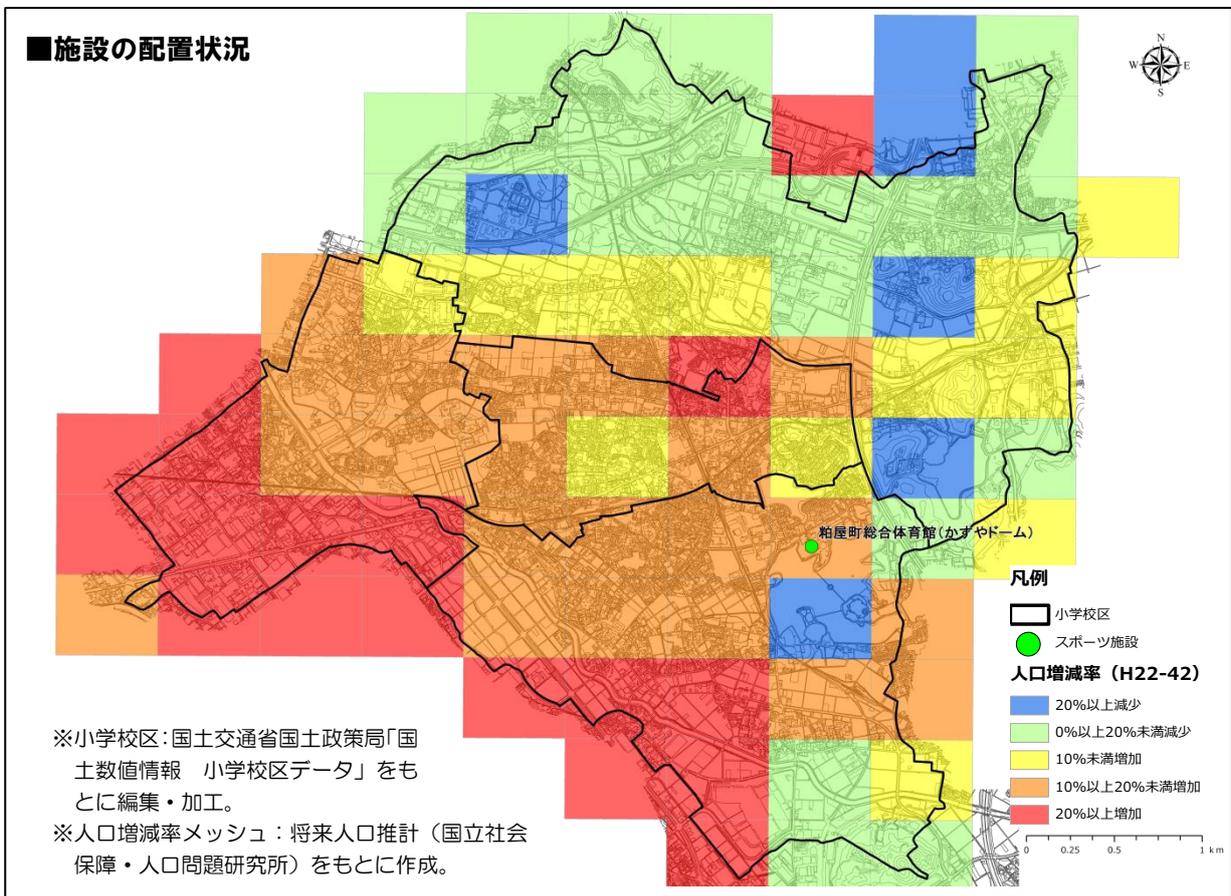
| | |
|------|---|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・粕屋町立図書館・歴史資料館は、平成 12 年に建設され、比較的新しい建物です。 ・図書館と歴史資料館の複合施設となっています。 ・災害時の指定避難所として位置づけています。 ・運営は、直営で行っています。 ・コスト面（歳出）は、図書館機器保守点検委託料や図書館システム賃借料を含む維持管理にかかるコストが年々増加傾向にあります。 ・利用状況は、広域利用（福岡都市圏）を行っているものの、利用者数、貸出件数ともに減少傾向にあります。 ・歴史資料館の収蔵庫の保管スペースが不足している状況にあります。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・予防保全型の維持管理に転換し、安全の確保や長寿命化を図ります。 ・空調・照明等の定期的な保守点検により、必要な改修等を推進します。その際は、省エネルギー設備へ転換し、運営コストの縮減を図ります。 ・より一層利用しやすい施設となるための工夫や効率的な施設運営を検討します。 ・近隣市町との広域利用の一層の推進を図ります。 ・歴史資料館の収蔵庫については、他の施設の遊休スペースの活用や県・近隣市町が保有する資料館等との連携の可能性を含め、収蔵方法の見直しを図ります。 |

4-4 スポーツ・レクリエーション系施設

①施設の概要

| 分類 | 位置づけ | 施設名称 | 施設数 |
|--------|--|----------------------|------|
| スポーツ施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民のスポーツ振興を図り、地域連帯の高揚と体力の向上に資するため、個々の施設利用や各種団体等のスポーツ・レクリエーションでの利用により、体力づくり・健康づくり・交流の場として施設を提供するために設置 | 粕屋町総合体育館 (かすやドーム) | 1 施設 |

※時点：平成 27 年度末現在（施設基本情報）



②施設の現状・類型別基本方針

スポーツ施設

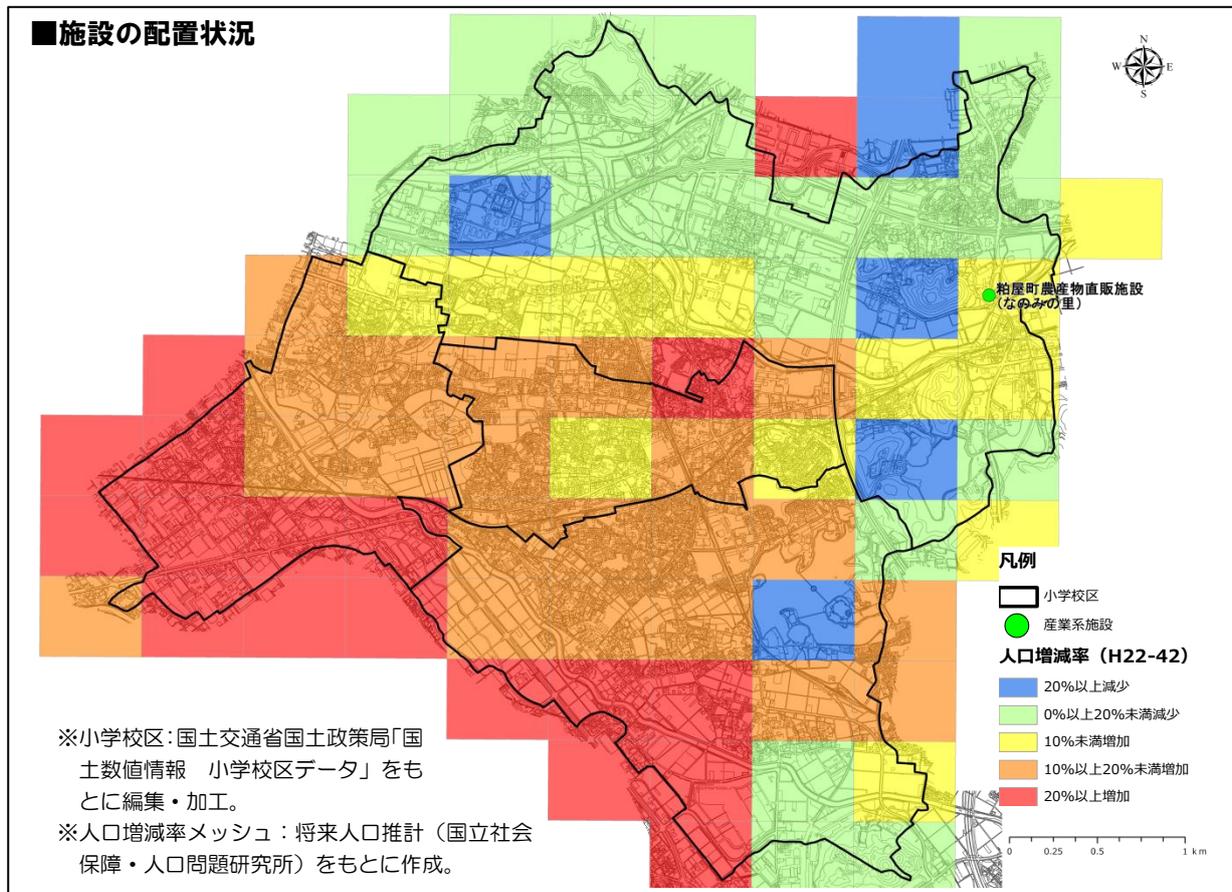
| | |
|------|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・粕屋町総合体育館は、平成9年に建設された建物です。 ・大規模な大会やイベントに対応するアリーナやプール、会議室等を備えた複合施設となっています。 ・災害時の指定避難所として位置づけています。 ・運営は、直営で一部業務委託により行っています。 ・コスト面（歳出）は、一部業務委託を行っていることから、管理委託料等の割合が多いものの、工事請負費を除くと平成26年度は、平成25年度に比べ減少しています。 ・利用状況（稼働率）は、年間を通じて体育館、プールで様々な教室の開催や広域利用（福岡都市圏）も行っており、利用度は高い状況といえます。 ・大規模な大会やイベントなどが開催される時は、駐車場が不足することがあります。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・粕屋町総合体育館は、施設規模も大きく、多彩な付属施設と設備を兼ね備えていることから、定期的な点検により施設の状況を把握し、適切な時期に必要な改修等を推進します。 ・近隣市町との広域利用の一層の推進を図ります。 ・質の高いサービスを提供しながら、費用対効果を検証し、維持管理・運営の効率化を図るとともに、施設使用料の見直しなど、受益者負担の適正化の推進を図ります。 ・駐車場不足については、交通体系の整備や歩行空間の充実等、低炭素型のまちづくりの観点から整備水準の適正化に努めます。 |

4-5 産業系施設

①施設の概要

| 分類 | 位置づけ | 施設名称 | 施設数 |
|-------|--|-----------------------|------|
| 産業系施設 | <ul style="list-style-type: none"> 新鮮で安全な粕屋地域の農産物及び加工品等を、地域の消費者へ提供（地産地消）するとともに、生産並びに販路拡大を推進し、活力ある園芸産地を育成するために設置 | 粕屋町農産物直販施設 （なのみの里） | 1 施設 |

※時点：平成 27 年度末現在（施設基本情報）



②施設の現状・類型別基本方針

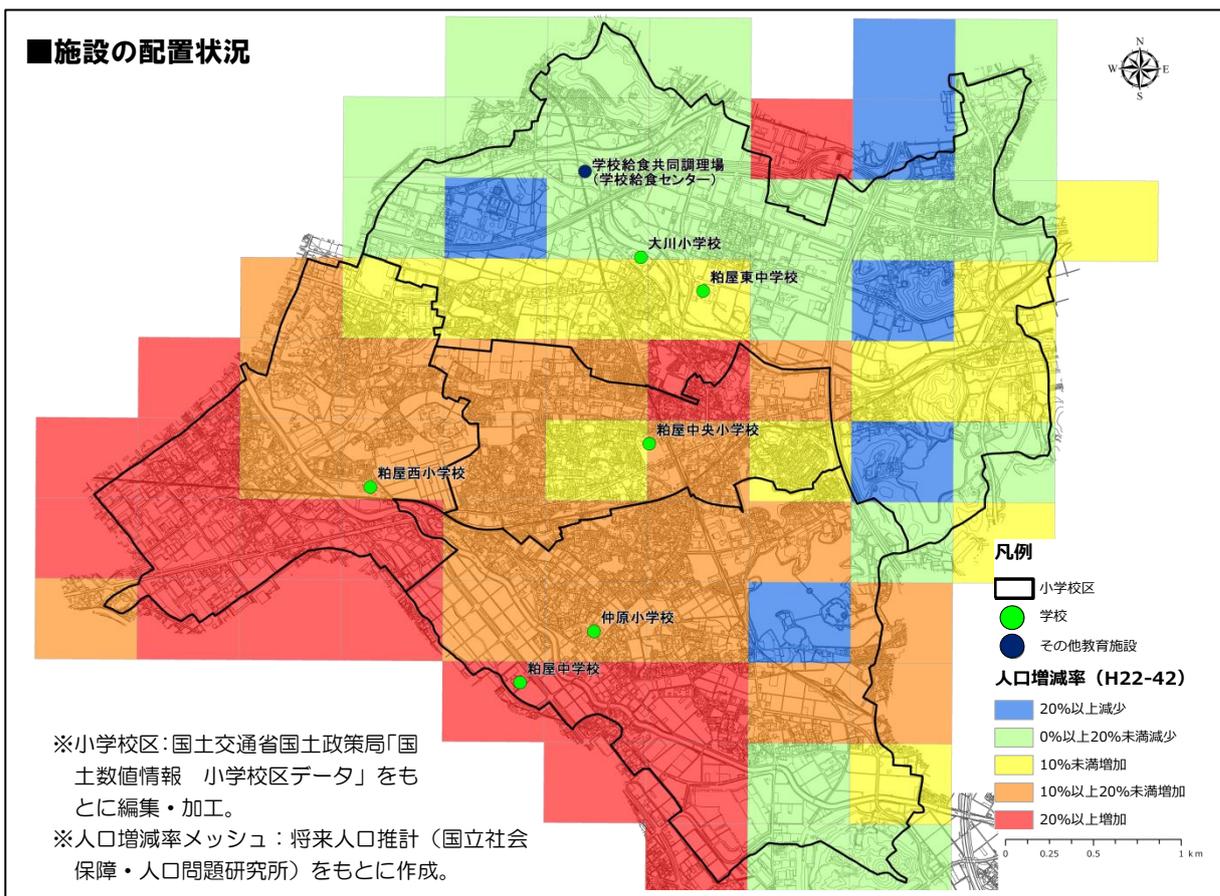
| 産業系施設 | |
|-------|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 粕屋町農産物直販施設は、平成 14 年に建設され、比較的新しい建物です。 施設を町が設置し、施設に出品する農業者等が組織する団体に有償で貸与しています。 運営は、団体がっており、管理運営に要する費用は、基本的に利用者より得た収入により賄っています。 利用状況（利用者数）は、若干の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> 今後も団体との連携を図り、効率的な維持管理や利用者へのサービス向上に努めます。 管理者の定期的な点検により施設の状況を把握し、適切な時期に必要な改修等を行い、施設の長寿命化に努めます。 施設の管理運営が、事業計画に沿って適切に実施され、継続的、安定的なサービスの提供が可能であるか確認し、必要に応じて改善の指導などを行います。 |

4-6 学校教育系施設

①施設の概要

| 分類 | 位置づけ | 施設名称 | 施設数 |
|---------|---|---|------|
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すため小学校を、義務教育として行われる普通教育を施すため中学校を設置 | 大川小学校、仲原小学校、粕屋西小学校、粕屋中央小学校、粕屋中学校、粕屋東中学校 | 6 施設 |
| その他教育施設 | <ul style="list-style-type: none"> 町が設置する小学校及び中学校の給食のため、その調理等の業務を一括処理するために設置 | 学校給食共同調理場 (学校給食センター) | 1 施設 |

※時点：平成 27 年度末現在（施設基本情報）



②施設の現状・類型別基本方針

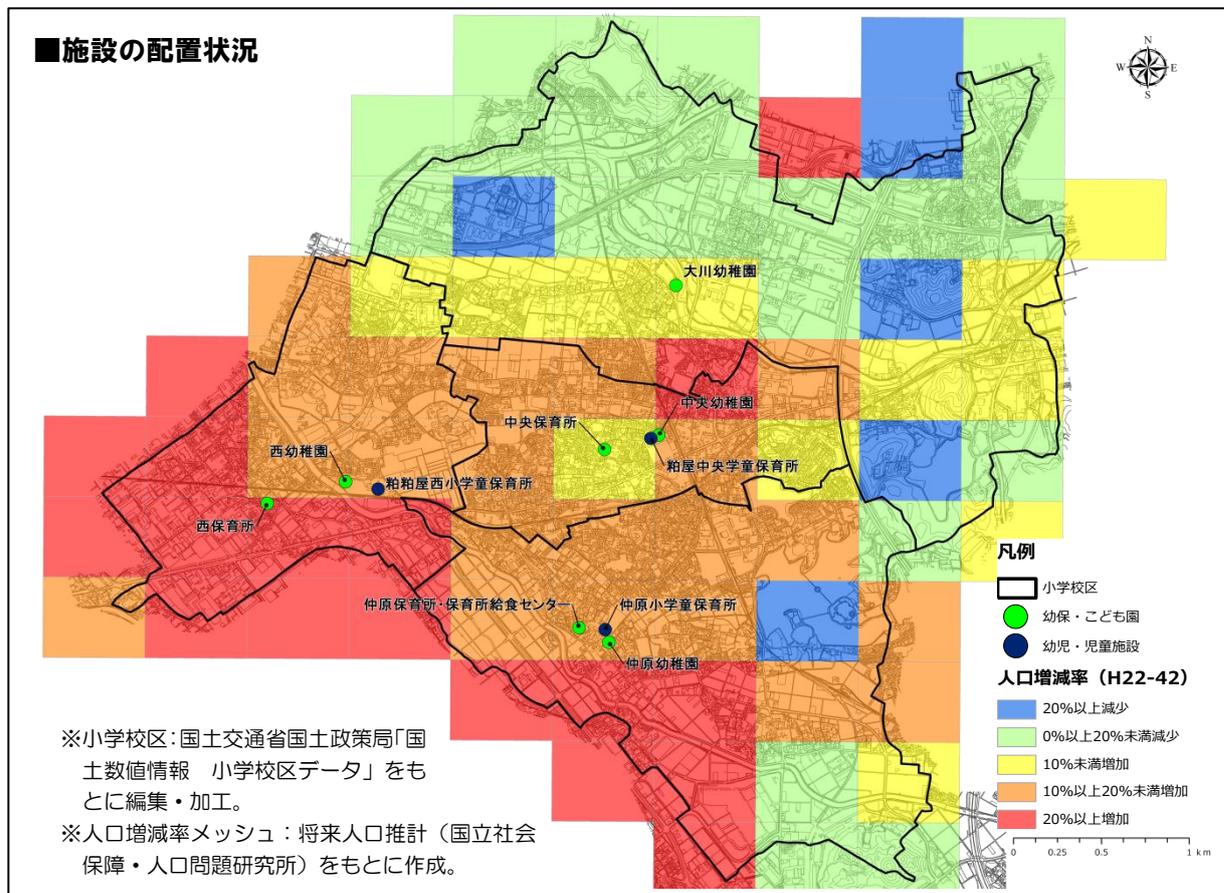
| 学校 | |
|---------|---|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・6施設のうち、4施設は築30年を超え、施設の老朽化が進行しています。 ・災害時の指定緊急避難場所、指定避難所として位置づけています。 ・学校の構造体の耐震補強工事は、平成24年度ですべて完了しています。 ・一部の学校は、児童・生徒数の増加にともない、校舎の増築等により対応を進めています。 ・運営は、全て直営で行っています。 ・コスト面（歳出）は、工事請負費を除くと施設によって大きなばらつきはないものの、増築により施設規模が大きくなったことや全教室に空調設備を設置したこともあり、維持管理にかかるコストが年々増加傾向にあります。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も児童・生徒数の増加が見込まれることから、校舎の増築や建替えを含む施設拡充を検討します。 ・防災設備等（消火器や自動火災報知設備等）の適切な管理を行い、安全性の確保を図ります。 ・施設の長寿命化を図るため、計画的に改修等を行い、予防保全型の維持管理を推進します。あわせて、時代のニーズに応じた学習環境の提供に努めます。 ・建替えや大規模改修の際には、省エネルギー機器の導入などについても検討を行い、光熱水費など維持管理にかかるコストの縮減に努めます。 |
| その他教育施設 | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食共同調理場は、築30年を超え老朽化が進んでいます。 ・老朽化に加えて、児童・生徒の増加にともない、新給食センターをPFI（BTO）方式により平成29年4月稼働を目指し建設中です。 ・現在の学校給食共同調理場は、新給食センター建設後、解体します。 ・運営は、直営で行っています。 ・コスト面（歳出）は、年々増加傾向にあります。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の学校給食共同調理場は、新給食センター稼働まで適切な維持管理運営に努めます。 ・新給食センターの整備・運営にあたって、PFI手法の導入により、町の財政負担の軽減を図り、より良質な学校給食の提供を効率的・効果的に実施します。 |

4-7 子育て支援施設

①施設の概要

| 分類 | 位置づけ | 施設名称 | 施設数 |
|---------|---|---|------|
| 幼保・こども園 | <ul style="list-style-type: none"> • 幼児の保育及び教育に適当な環境を整えて、その心身の発達を助長するために設置 • 粕屋町内に住所を有し、保護者の労働又は疾病等の理由により、保育に欠ける乳児及び幼児の保育を実施するために設置 | 仲原幼稚園、大川幼稚園、西幼稚園、中央幼稚園、仲原保育所・保育所給食センター、西保育所、中央保育所 | 7 施設 |
| 幼児・児童施設 | <ul style="list-style-type: none"> • 保護者が労働等により放課後家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るために設置 | 仲原小学童保育所、粕屋西小学童保育所、粕屋中央小学童保育所 | 3 施設 |

※時点：平成 27 年度末現在（施設基本情報）



②施設の現状・類型別基本方針

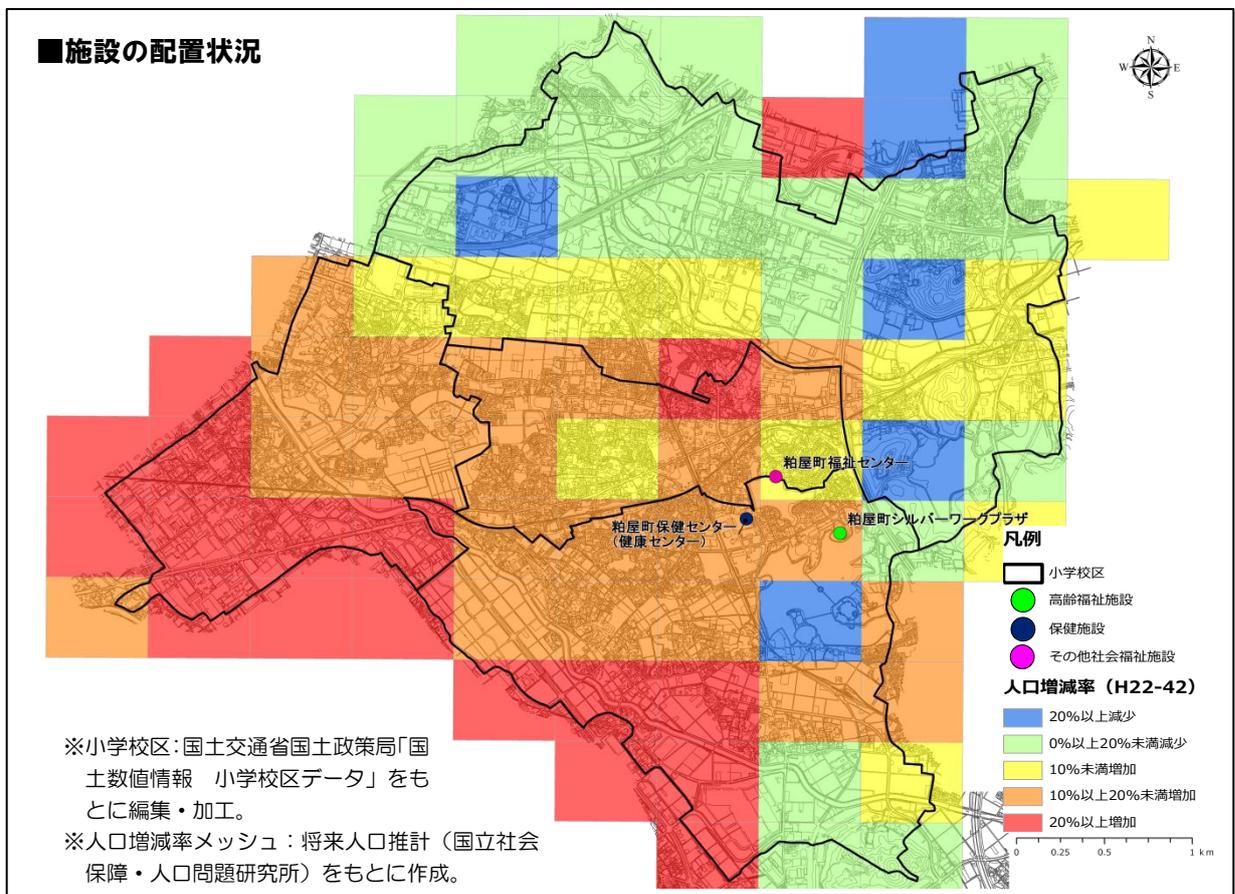
| 幼保・こども園 | |
|---------|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・7施設のうち、3施設は築30年を超え、老朽化が進行しています。 ・災害時の指定避難所として位置づけています。 ・運営は、全て直営で行っています。 ・コスト面（歳出）は、施設規模が異なることもあり、ばらつきがみられます。 ・利用状況は、7施設のうち2施設が定員を上回っている状況にあります。今後の人口増加にともない、保育需要も増大すると考えられ、待機児童数の増加が見込まれます。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童が安全でより良い保育サービスを受けることができるよう、安全対策の強化及び予防保全による長寿命化を図ります。 ・維持管理・運営コストを縮減するため、官と民の役割分担を明確にしたうえで民営化が可能と考えられる施設について、民営化への段階的移行を検討します。 ・今後の利用者数の増加や老朽化にともなう、施設の新設や建替えを行う際には、民間活力の導入による整備・維持管理の効率化や既存施設の活用の可能性について十分検討を行い、地域の状況やニーズ、適切な配置を考慮します。 ・「子ども・子育て支援新制度」に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充、保育サービスの質の向上を図るため、従来の幼稚園と保育園の両機能を併せもつ「認定こども園」の整備を検討します。 |
| 幼児・児童施設 | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての施設が、平成22年以降に建設され、比較的新しい建物です。 ・運営は、すべて直営で行っています。 ・コスト面（歳出）は、施設規模が異なることもあり、若干のばらつきがみられます。 ・入所状況は、各施設ともに増加傾向にあります。 ・平成27年度から入所対象を小学6年生まで拡大したことにより、今後さらに増加することが見込まれます。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安心安全な活動の場の提供のため、定期的に危険箇所を点検し、維持管理、早期の修繕対応に努めます。 ・維持管理・運営コストを縮減するため、官と民の役割分担を明確にしたうえで民営化が可能と考えられる施設について、民営化への段階的移行を検討します。 ・質の高いサービスを提供しながら、維持管理・運営の効率化を図るとともに、施設使用料の見直しなど、受益者負担の適正化の推進を図ります。 ・今後の利用者増加にともない、増設を検討します。その際には、他の施設との多機能化や民間活力の活用等の検討を行い、受入定員の拡充に取り組みます。 |

4-8 保健・福祉施設

①施設の概要

| 分類 | 位置づけ | 施設名称 | 施設数 |
|-----------|---|-----------------------|------|
| 高齢者福祉施設 | ・高齢者の生きがいと社会活動への参加等、高齢者福祉の増進に資するとともに、就労意欲の増大を図るために設置 | 粕屋町シルバーワークプラザ | 1 施設 |
| 保健施設 | ・町民の健康づくりの推進、町民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の対人保健サービスを総合的に行う拠点とするとともに、町民の自主的な保健活動の場に資するために設置 | 粕屋町保健センター (健康センター) | 1 施設 |
| その他社会福祉施設 | ・社会福祉を目的とする町民相互の交流及び活動の場を提供することにより、町民の福祉意識の高揚と町民福祉の増進に資するために設置 | 粕屋町福祉センター | 1 施設 |

※時点：平成 27 年度末現在（施設基本情報）



②施設の現状・類型別基本方針

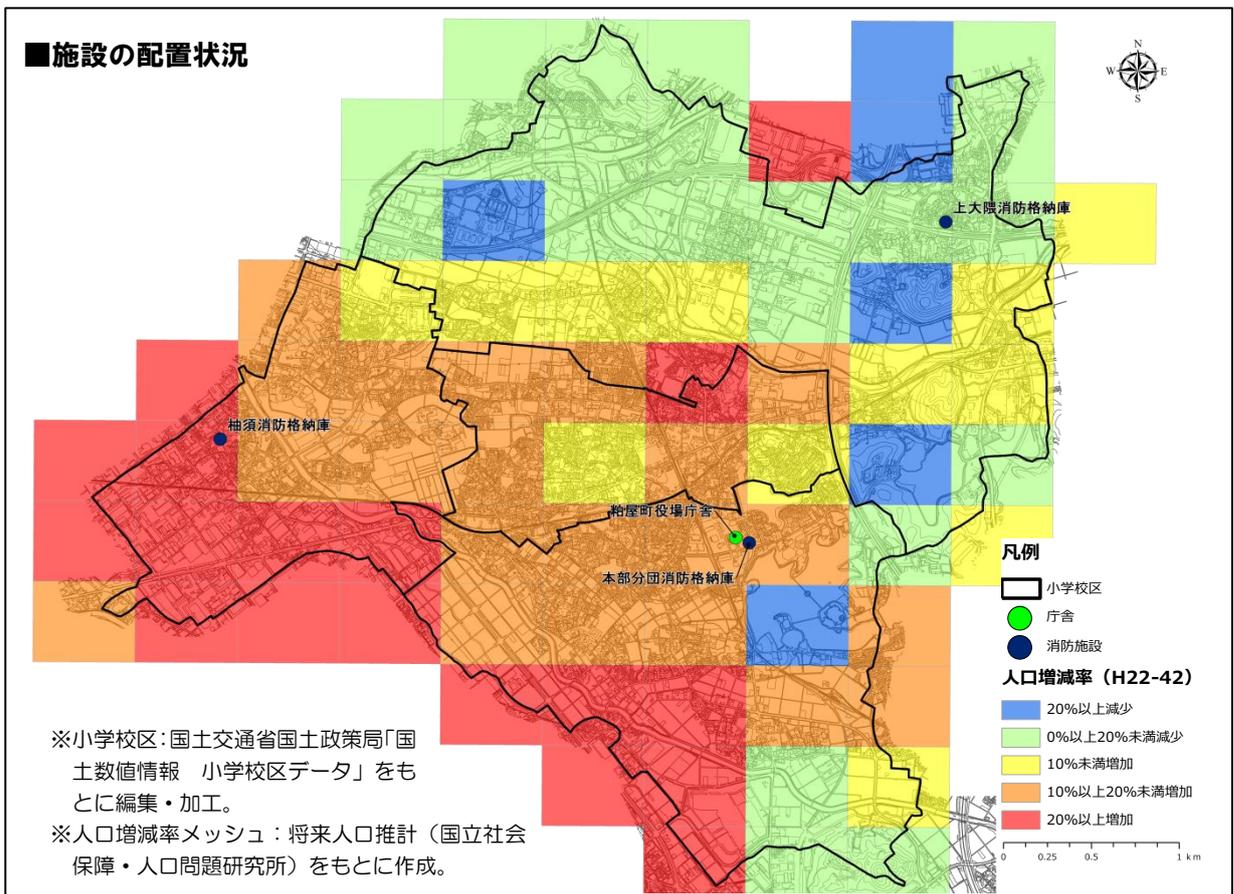
| 高齢者福祉施設 | |
|-----------|---|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・粕屋町シルバーワークプラザは、平成 19 年に建設され、比較的新しい建物です。 ・粕屋町と公益社団法人粕屋町シルバー人材センターとの間で町有財産使用賃借契約を締結しており、公益社団法人粕屋町シルバー人材センターが維持管理・運営を行っています。大規模な修繕等は町で対応する必要があります。 ・公益社団法人粕屋町シルバー人材センターの活動拠点として利用しています。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、適切で良好な維持管理に努めます。 ・定期的な点検により施設の状況を把握し、適切な時期に必要な改修等を行い、施設の長寿命化に努めます。 ・施設の管理運営が、事業計画に沿って適切に実施され、継続的、安定的な活動が可能であるか確認し、必要に応じて改善の指導などを行います。 |
| 保健施設 | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・粕屋町健康センターは、平成 6 年に建設され、築 20 年を経過しています。 ・運営は、直営で行っています。 ・コスト面（歳出）は、若干の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。 ・利用状況（利用者数）は、若干の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。 ・健康センターは役場庁舎敷地内にあり、駐車場は職員、役場来庁者も利用するため、健診時など駐車場不足の問題があります。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検を行い、優先順位を設定し、計画的な改修・修繕等により施設の長寿命化を図ります。 ・駐車場不足については、交通体系の整備や歩行空間の充実等、低炭素型のまちづくりの観点から整備水準の適正化に努めます。 |
| その他社会福祉施設 | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・粕屋町福祉センターは、昭和 50 年建設部分（旧寿楽荘）と平成 4 年建設部分があります。 ・災害時の福祉避難所として位置づけています。 ・運営は、指定管理で行っています。 ・指定管理者が基本的な維持管理・運営は行っていますが、大規模な修繕等は町が実施しています。 ・コスト面（歳出）は、若干の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。 ・利用状況は、利用者数が増加傾向にあり、今後も人口増加（高齢者、ひとり親、貧困世帯の増加）にともない、利用者数の増加が見込まれます。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者との連携を図り、効率的な維持管理運営に努めます。 ・防災設備等（消火器や自動火災報知設備等）の適切な管理を行い、安全性の確保を図ります。 ・定期的な点検により施設の状況を把握し、適切な時期に必要な改修等を行い、施設の長寿命化に努めます。 ・施設の管理運営が、事業計画に沿って適切に実施され、継続的、安定的な活動が可能であるか確認し、必要に応じて改善の指導などを行います。 ・旧寿楽荘部分については、安全確保の観点から、耐震化と老朽化対策が必要となっており、建替えや耐震改修（耐震補強を含めた大規模改修）の検討を進めます。 ・建替えや大規模改修の際には、高齢者や障がい者等が利用しやすい施設となるよう幅広い意見を集めたいうで、検討します。 |

4-9 行政系施設

①施設の概要

| 分類 | 位置づけ | 施設名称 | 施設数 |
|------|-----------------|----------------------------|------|
| 庁舎 | ・本町の主たる事務所として設置 | 粕屋町役場庁舎 | 1 施設 |
| 消防施設 | ・消防団活動の拠点として設置 | 本部分団消防格納庫、上大隈消防格納庫、柚須消防格納庫 | 3 施設 |

※時点：平成 27 年度末現在（施設基本情報）



②施設の現状・類型別基本方針

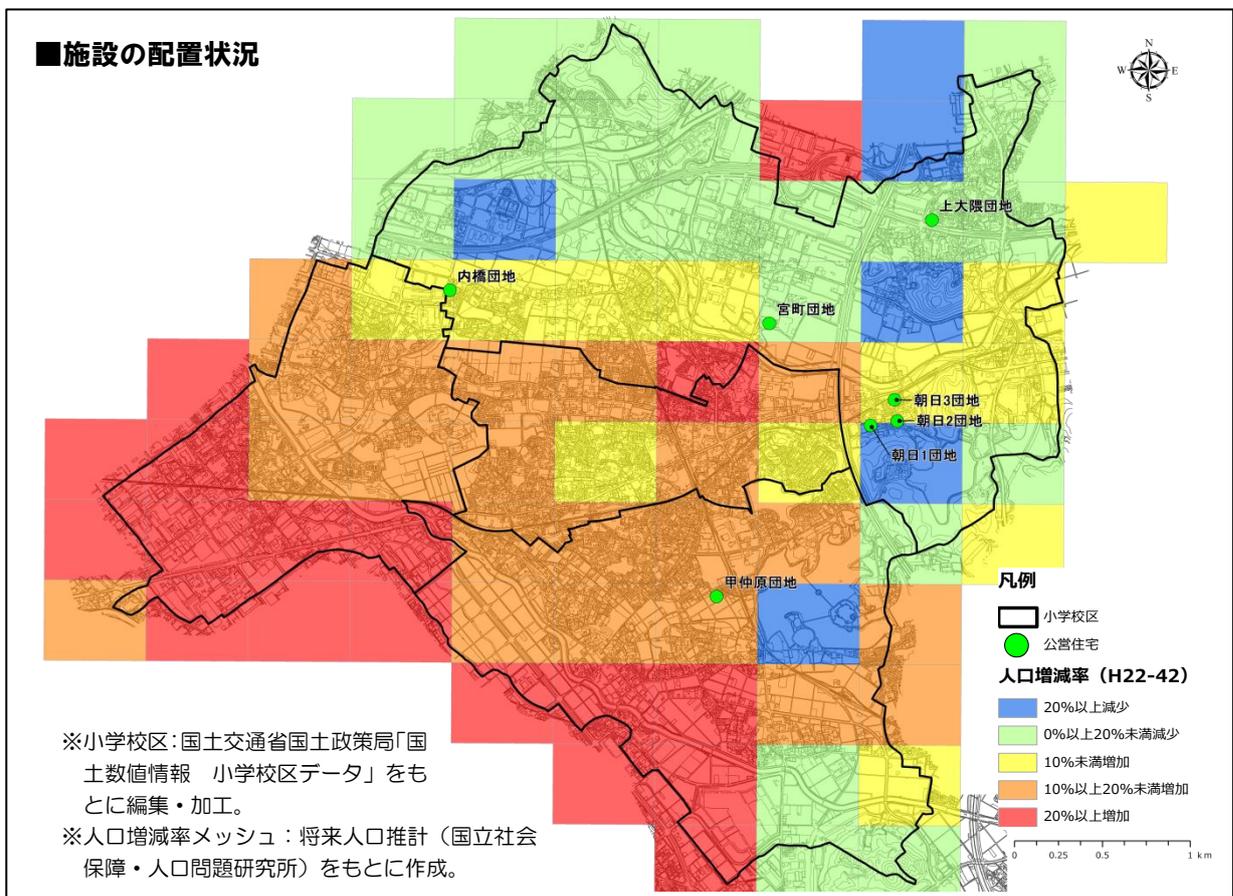
| 庁舎等 | |
|------|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・粕屋町役場庁舎は、築 30 年を超え、施設の老朽化が進行しています。 ・今後の人口増加、少子高齢化の進展や社会情勢の変化に適切に対応するために、職員の増加が見込まれ、執務スペース・駐車場の不足が懸念されます。 ・コスト面（歳出）は、年々増加傾向にあります。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎は、行政事務を行う施設であるとともに、災害時における防災拠点となる重要な施設であることから、計画的な予防保全により、施設の長寿命化を図ります。 ・防災設備等（消火器や自動火災報知設備等）の適切な管理を行い、安全性の確保を図ります。 ・光熱水費等のエネルギーコストの低減について、ESCO 事業の導入など、民間活力の積極的な導入の検討を行います。 ・人口動向や職員数を踏まえ、必要に応じ庁舎の適正規模の検証を行います。 |
| 消防施設 | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・3 施設共に、築 30 年を超え、施設の老朽化が進行しています。 ・管理運営は、直営 1 施設、2 施設は当該行政区となっています。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な修繕・改修により設備補完と長寿命化を図ります。 ・地域防災の拠点施設のため、早期の老朽化対策や耐震化を推進します。 ・行政区管理施設については、地域の意向を踏まえながら譲渡も含めたあり方を検討します。 |

4-10 公営住宅

①施設の概要

| 分類 | 位置づけ | 施設名称 | 施設数 |
|------|--|---|-----|
| 公営住宅 | <ul style="list-style-type: none"> 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸するために設置 | 朝日1団地、朝日2団地、朝日3団地、上大隈団地、宮町団地、内橋団地、甲仲原団地 | 7施設 |

※時点：平成27年度末現在（施設基本情報）



②施設の現状・類型別基本方針

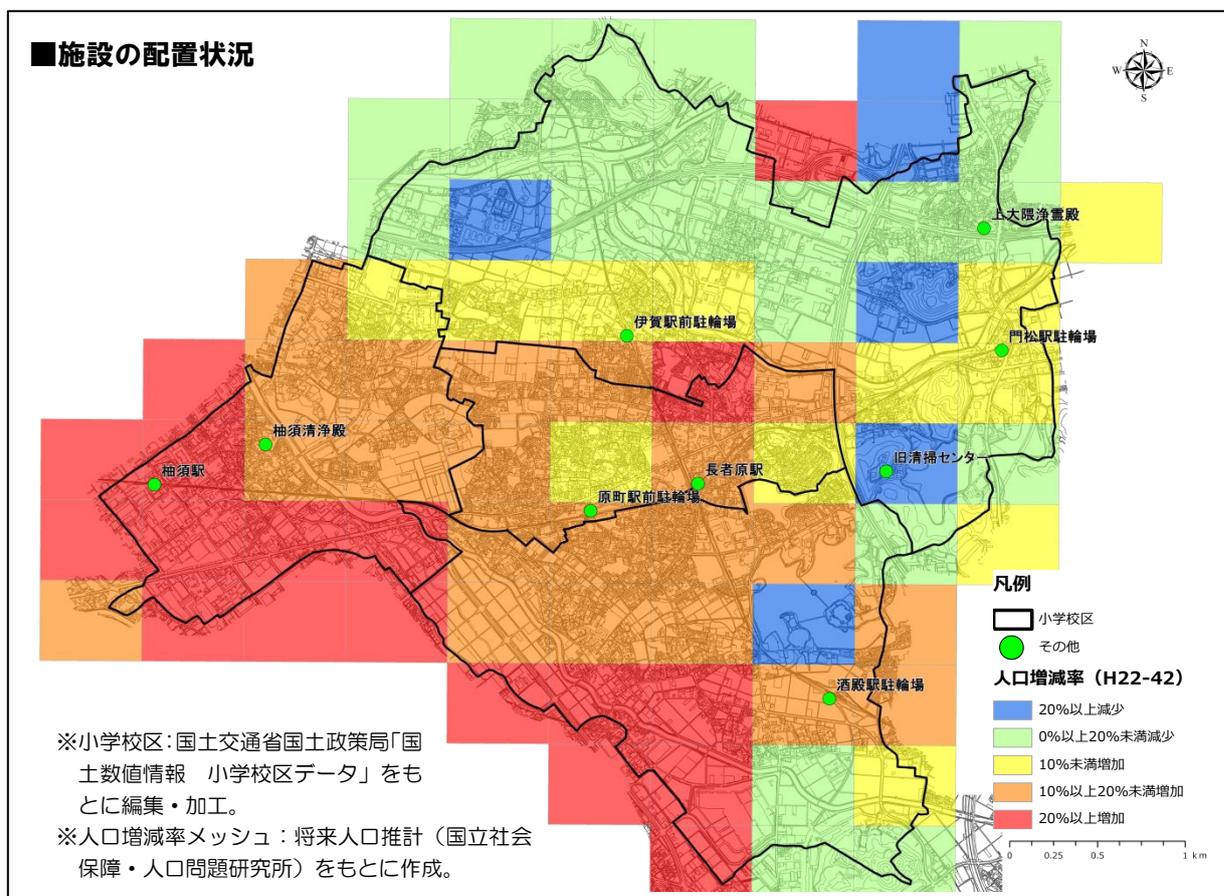
| 公営住宅 | |
|-------------|---|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・7施設のうち、3施設は築30年を超え、施設の老朽化が進行しています。 ・運営は、全て直営で行っています。 ・コスト面（歳出）は、施設規模が異なることもあり、ばらつきがみられます。 ・利用状況（入居率）は、平均90%以上となっています。 ・「粕屋町町営住宅長寿命化計画（平成25年3月）」を策定しています。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備等について点検を行い、予防保全型の管理を推進することで、居住性・安全性などの維持・向上を図り、長期的な活用を図ります。 ・空き室を解消するため、計画的な修繕に努めます。 ・長寿命化計画に基づき、長寿命化改修工事等を実施します。 ・耐用年数を迎える施設については、直接建設、民間賃貸住宅の買取・借上制度、PFIの活用などの適切な方法の検討を行います。 |

4-11 その他

①施設の概要

| 分類 | 位置づけ | 施設名称 | 施設数 |
|-----|--|--|-----|
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ●納骨堂 <ul style="list-style-type: none"> ・祖先崇拜の念を高揚し、生活環境の改善を図るために設置 ●駐輪場等 <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の環境整備を図り、道路交通の円滑化、利用する者の利便に資するために設置 ●旧清掃センター <ul style="list-style-type: none"> ・ごみを衛生的に処理する施設として設置 | 上大隈浄霊殿、柚須清浄殿 長者原駅、柚須駅、伊賀駅前駐輪場、原町駅前駐輪場、門松駅駐輪場、酒殿駅駐輪場、旧清掃センター | 9施設 |

※時点：平成27年度末現在（施設基本情報）



②施設の現状・類型別基本方針

| その他 | |
|------|---|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 施設のうち、2 施設は築 30 年を超え、老朽化が進行しています。 ・ 旧清掃センターは、平成 14 年から休止しています。 ・ 運営は、6 施設は直営、2 施設は関係団体となっています。 ・ 旧清掃センターは、警備等の保安対策による管理のみ行っています。 ・ 自転車駐輪場については、駅利用者の増加にともない、駐輪場の利用者也増加傾向にあり、駐輪スペースが不足しています。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上大隈浄霊殿、柚須清浄殿は、地域の意向を踏まえた適切な維持管理に努めます。 ・ 旧清掃センターは、地震等の二次災害が懸念されるため、早期解体に向けた検討を進めます。 ・ 自転車駐輪場については、自転車の利用環境の整備等、低炭素型のまちづくりの観点から整備水準の適正化に努めます。また、既存の設備は、定期的に点検を行い、適切な維持管理を推進します。 |

4-12 道路・橋梁

①施設の概要

| 分類 | 主な施設 | 施設数量 |
|----|-----------|-----------|
| 道路 | 1 級（幹線）町道 | 23,819 m |
| | 2 級（幹線）町道 | 18,904 m |
| | その他の町道 | 122,628 m |
| | 自転車歩行者道 | 558 m |
| 橋梁 | 橋梁延長 | 1,448 m |
| | 橋梁数（本橋） | 122 橋 |
| | 橋梁数（側道橋） | 7 橋 |

※時点：平成 26 年度末現在

②類型別基本方針

| 道路 | |
|------|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 町道は、平成 26 年度末現在、実延長は 165,351m で改良率は 83% となっています。 国の交付金等を活用し、必要に応じ改良を進めていますが、「第 5 次粕屋町総合計画」での町民意識調査では、子どもが安全で安心して通行できる道路整備等への要望が多く、生活道路や歩道等の身近な道路環境の改善が課題となっています。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> 適切な管理手法と維持コストの適正化を図るため、日常点検はもとより、予防保全型の管理へ転換し、将来にわたる維持更新コストの最小化・平準化を図るなど、長寿命化や効率的な維持管理に取り組みます。 安全性の確保や利便性の向上を図るため、町の将来都市構造を見据えた道路の整備・改善を図ります。 |
| 橋梁 | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 建設後 50 年を経過する高齢化橋梁はありませんが、20 年後には、管理橋梁全体の 75% を占め、急速に高齢化橋梁が増大します。（平成 25 年時点） 修繕・架替えには多額の費用を要するため修繕計画に基づき、計画的な長寿命化を図る必要があります。 「粕屋町橋梁長寿命化修繕計画（平成 26 年 3 月）」を策定しています。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> 「粕屋町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、これまでの対処療法的な事後保全型の修繕から、予防保全型の修繕に転換を図り、優先順位を付け、長寿命化による維持管理コスト縮減を図ります。 損傷等の早期把握を目的に、5 年間隔で定期点検を実施し、5 年に一度の安全性評価を行います。 |

4-13 上水道・下水道

①施設の概要

| 分類 | 主な施設 | 施設数量 | |
|-----|------|---------|---|
| 上水道 | 管路延長 | 192,688 | m |
| 下水道 | 管路延長 | 146,926 | m |

※時点：平成 26 年度末現在

②類型別基本方針

| 上水道 | |
|------|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 自己水源と福岡地区水道企業団及び須恵町から受水した水を供給しており、平成 26 年度末の水道普及率は、97.4%となっています。 本町は、大きな自己水源を持たず、異常気象や自然災害等により起こる渇水への対応が課題となっています。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> 水道施設については、保守点検報告に基づく、補修や適切なメンテナンスにより施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 老朽管については、耐震化に対応した管への更新を行うなど、計画的・効率的な維持管理に取り組みます。 水道水の安定的な供給を図るべく、アセットマネジメントを実践し、水道施設や配水管等の適切な管理を行うことにより、経営基盤の強化を図ります。 今後、施設の大規模な更新が必要となる中で安全で良質な水道水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、水道が直面する課題に適切に対処していくため、平成 28 年度に「粕屋町水道ビジョン」の策定に取り組みます。 |
| 下水道 | |
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度末の下水道普及率は 97.8%、水洗化率 94.8%となっています。 本町を含む 6 町（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町）で構成された多々良川流域下水道の計画区域にあり、多々良川浄化センターで良好な放流水質を保持するために高度処理を行っています。 処理水については、公共施設のトイレでの利用や公園のせせらぎに流すなど、水の再利用にも取り組んでいます。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコストの最小化・平準化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した長寿命化計画を策定し、計画的な修繕・更新に取り組み、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 近年のゲリラ豪雨などによる浸水被害を防ぐため、下水道施設の拡充、雨水調整池の設置等、適切な施設整備を計画的に進めます。 中期的な視点に立った計画的かつ効率的な下水道事業を経営するため、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を目的とした、「下水道事業経営戦略」の策定に取り組みます。 |

4-14 公園

①施設の概要

| 分類 | 施設名称 | 施設数 |
|-------|---|-------|
| 都市公園 | 駕与丁公園、伊賀公園、花ヶ浦公園、袖須公園、阿恵公園、上大隈公園、原町駅前公園、阿恵大池公園、内橋公園、酒殿公園、江辻公園、長福寺公園（江辻山公園）、粕屋中央スポーツ公園 | 13 公園 |
| その他公園 | なかのはら防災公園、毛田池公園、江辻運動公園、御野立所公園、上大隈児童遊園、朝日児童遊園、丸山公園（便所や東屋等の施設を有する公園） | 7 公園 |

※時点：平成 26 年度末現在

②類型別基本方針

| 公園 | |
|------|---|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 本町が管理する都市公園は、約 18.8ha（13 公園）となっており、町民一人当たり都市公園面積は、4.14 m²/人で条例に定める標準（5 m²/人）より少なくなっています。 公園が不足する地域については、「子供広場」を町内 5ヶ所に設置しています。 安全に遊べる場として利用されるよう、老朽化した遊具などの修繕を行うなど施設の維持管理を行っています。 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> 計画的な維持管理を行うため、施設の利用状況や劣化、損傷の状況等を把握し、予防保全型の管理を行う施設、または事後保全型の管理を行う施設に分類し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 今後も安心して公園が利用できるよう、引き続き遊具等の施設の定期的な点検を実施し、安全対策を講じます。 今後の人口増加にともない、町民一人当たりの公園面積が低下することが見込まれるため、借地公園制度の活用、未利用地の有効活用等、地域の公園配置に偏りがないよう検討を行います。 |

4-15 土地

①施設の概要

| 分類 | 主な施設 | 施設数量 |
|----|------------|--------------------------|
| 土地 | 行政財産 | 1,549,377 m ² |
| | 普通財産 | 514,480 m ² |
| | 未利用地（普通財産） | 21,885 m ² |

※時点：平成 26 年度末現在

②類型別基本方針

| 土地 | |
|------|--|
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none">未利用財産は、民間への売却や貸付を行い、公共施設等整備のための財源確保を図ります。民間ノウハウを活用した土地の有効利用の可能性について検討します。 |

5 本計画の実施に向けて

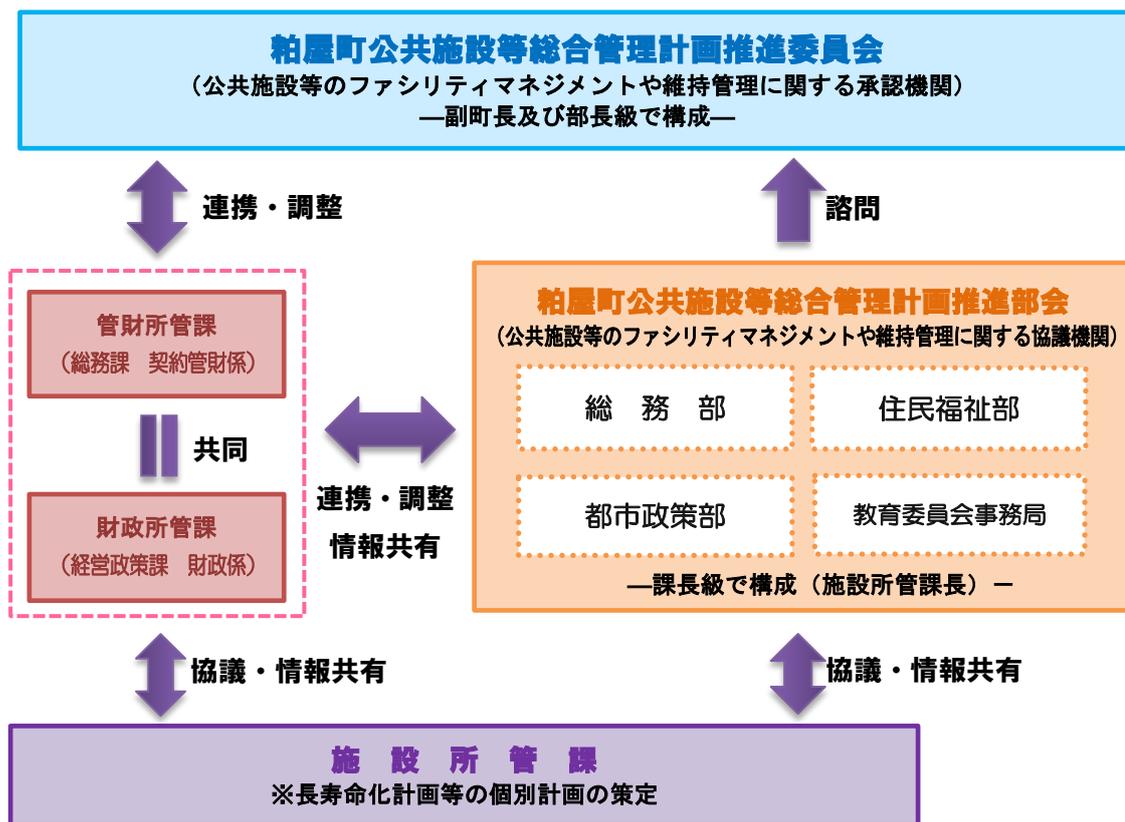
5-1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

(1) 庁内体制

本計画に基づく取り組みを着実に推進するために、計画の趣旨を全庁的に共有し、すべての施設所管課が共通認識のもと、長寿命化計画等の個別計画を策定し推進していく必要があります。施設を所管する部署が連携し、庁内横断的な取り組みを行っていくことが重要です。

本計画の策定にあたり、「粕屋町公共施設等総合管理計画策定委員会」を設置し、計画の検討を行いました。今後、本計画を適切に推進していくために、新たな承認機関として「粕屋町公共施設等総合管理計画推進委員会」（以下、計画推進委員会）を設置します。また、全施設所管課間の横断的な調整、公共施設等の情報の一元的管理を行うとともに、方針の改定や目標の見直しを行う機能を持つ組織として「粕屋町公共施設等総合管理計画推進部会」（以下、計画推進部会）を設置します。さらに、今後、管財所管課・財政所管課と計画推進本部とが連携し、事業の優先順位の決定・効率的な予算配分などについて、協議・調整等を図り、公共施設等の一元的なマネジメントを主導していきます。

■今後の新たな推進体制



(2) 職員の意識改革

職員一人ひとりが公共施設等に関する問題意識を持って公共サービスの質や機能向上のための創意工夫を引き出すために、全職員を対象とした公共施設マネジメントに関する職員研修会等を実施し、職員の意識向上を図ります。

また、経営的な視点からムダ・ムラを排除し、効率的で柔軟な公共施設マネジメントの取組みを推進します。

(3) 情報の一元管理

公共施設等の一元的なマネジメントを推進していくためには、公共施設等の整備（新規整備、改修、更新等）状況や点検・診断を含む維持管理状況、コスト状況などの施設に関する情報を把握できるようにする必要があります。また、予防保全型の維持管理の推進に資するため、これまでの所管する部署による個別管理から、今後は総合的かつ計画的な管理へ転換する必要があります。

そのため、「粕屋町公共施設等総合管理計画推進部会」が中心となり、公共施設に係るすべての情報を集約化し、一元的な情報データベースとして活用します。情報は適時更新していくものとし、全庁で共有を図り、施設の効率的な管理・運営を実践します。また、公共施設等の改修や更新の優先度を決定するため、一元的に管理された施設情報をもとに評価基準（老朽化状況、耐震化状況、利用状況等）を設定し、客観的な視点から今後の施設整備のルールを検討します。

(4) 町民や議会との情報共有

本計画の趣旨や内容について、ホームページや広報紙などを活用し、町民や議会に情報の発信を行い、公共施設等に関する問題意識の共有化を図ります。

また、今後の個別計画の策定においては、施設所管課が中心となって意見を聴収するなど、町民意見や地域のニーズ等を十分踏まえ、理解を得ながら進めるよう努めます。

(5) 財源の確保

今後の施設の改修・更新には、多額の財源が必要となるため、国県補助制度の活用や遊休財産の売却等を行い、年度ごとの収支を見ながら「公共施設整備基金」の積み立てを行うなど、財源の確保を図ります。

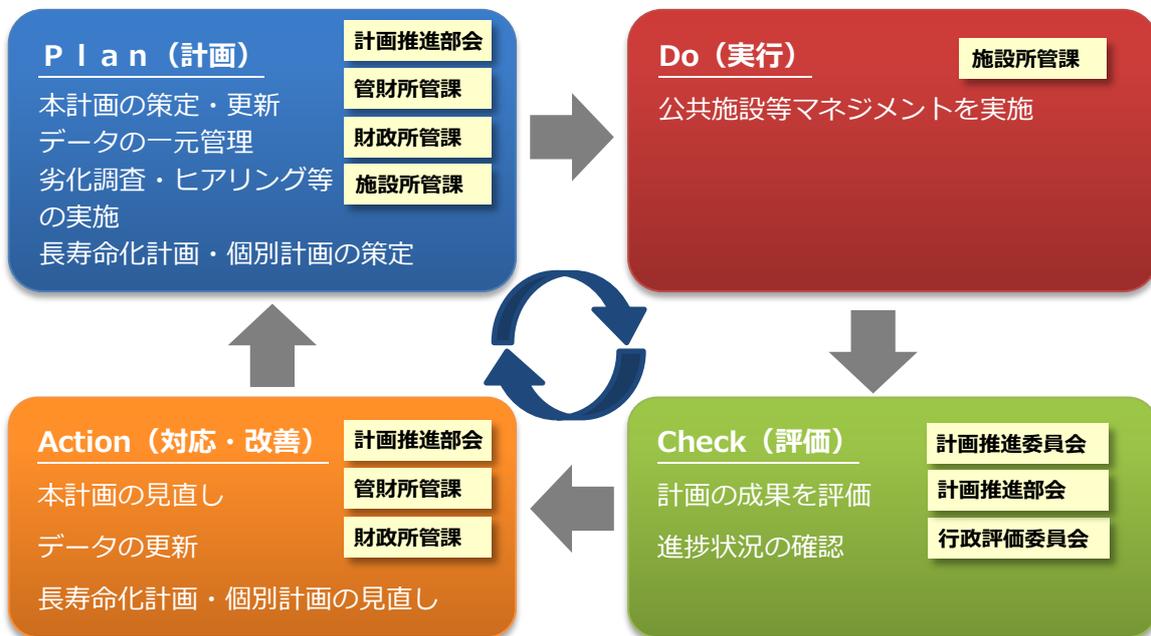
また、長寿命化計画等の個別計画を策定し、各年度に係る事業費の平準化を図るなど、本町の財源負担の軽減に努めます。

5-2 フォローアップの実施方針

限りある財源を最適に配分しながら、町民生活に必要な公共サービスをより効果的・効率的に提供し、今後、公共施設等のマネジメントを着実に実践するため、PDCAサイクルに基づく、計画の進捗管理が重要となります。

本計画の着実な実現に向け、本計画の策定（Plan：計画）、本計画に基づいて公共施設等マネジメントを実施（Do：実行）、定期的にその成果を評価（Check：評価）、評価結果に基づいて見直し（Action：対応・改善）、計画の更新（Plan：計画）を行う「PDCAサイクル」を継続的に繰り返すことが計画実現につながるため、「PDCAサイクル」に基づき全庁的に計画推進に向けた取り組みを行います。

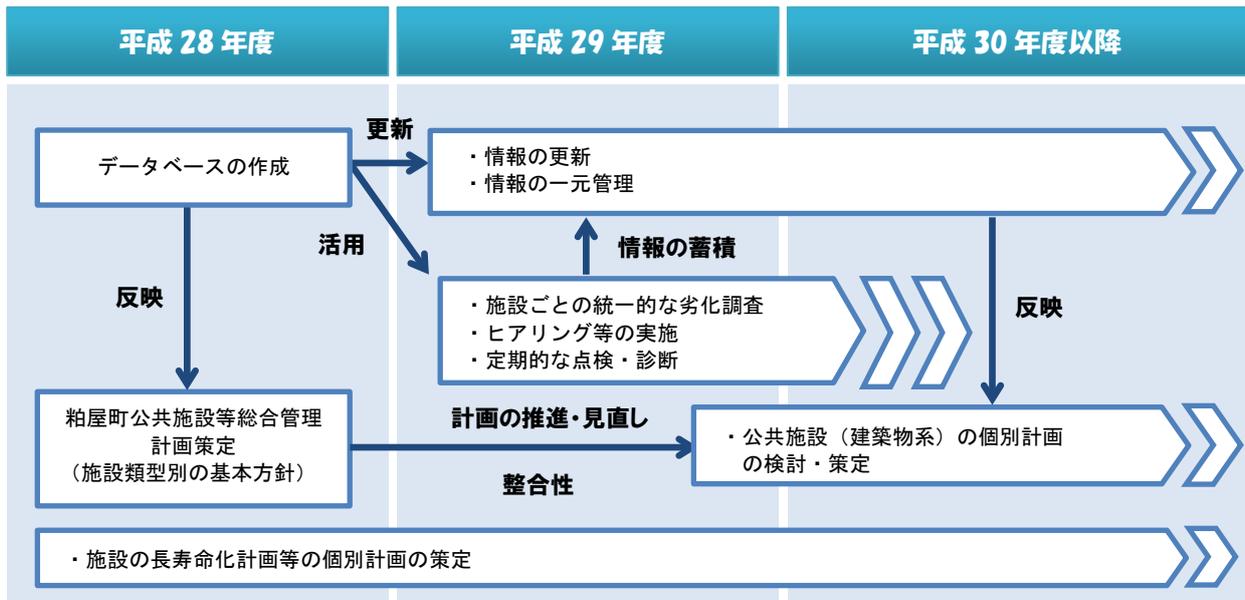
■PDCAサイクルのイメージ



5-3 今後の推進スケジュール

「粕屋町公共施設等総合管理計画」は、本町の公共施設等のマネジメントを推進していくための基本方針であり、今後、本計画を踏まえた、施設ごとの対応方針を定める個別計画の策定を行い、当該個別計画に基づく具体的な取り組みを進めていくこととなります。なお、今後の取り組みについては、社会情勢や財政状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図りながら推進します。

■今後の推進スケジュール



5-4 計画推進に向けて

全国的に少子高齢化が進行している中、本町の人口は今後も引き続き増加していくことが予測されています。人口増加やライフスタイルの変化等による住民ニーズの多様化に素早く柔軟に対応できる質の高い行政サービスを提供していく必要があります。また、刻々と変化する社会情勢の中で、財政状況の悪化等も懸念されるため、身の丈に合ったムダのない自治体経営を推進していくことが必要です。

そのため、公共施設等についても、効率的かつ効果的なマネジメントを推進する必要性があり、人口の増加が見込まれるからといって、ただ単に公共施設等を整備していけばよいということではありません。民間活力の活用や国等の補助金を積極的に活用し、財政負担を軽減した施設整備・維持管理・運営を図っていく必要があります。

本町では、住民ニーズを的確に把握し、財政状況を踏まえ、需要（住民ニーズ）と供給（行政サービス）のバランスをとりながら、公共サービスを提供していきます。

また、公共施設等は、「まちづくり」における重要な要素の一つです。本町の都市計画マスタープランでは、将来都市像を「まちと緑がとけあうコンパクトシティかすや」としており、「コンパクトシティ」の形成を目指しています。公共施設等はコンパクトシティの実現のための拠点形成に寄与するものであるため、公共交通を含む本町のまちづくりの方向性と連携して、公共施設等マネジメントを推進していきます。



6 用語解説

あ行**アセットマネジメント**

公共インフラにおけるアセットマネジメント（資産管理）とは、インフラを効率よく管理し、低コストで維持、補修、更新していくこと。

維持補修費

町が管理する公共用又は公用施設等の効用を維持するための費用。

か行**旧耐震基準**

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56（1981 年）年 5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準をいう。本計画では昭和 56 年（1981 年）以前を旧耐震基準とする。

業務委託

当事者の一方が相手方に対して一定の業務を委託する契約。受託者は自らの責任・管理のもとで業務を行う。

公共施設等運営権制度

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する制度。

公共施設等整備基金

粕屋町の公共施設等の整備及び補修等に要する資金に充てるため、各年度において一般会計の歳入歳出予算で定める額を積み立てる基金。

更新費用

老朽化などに伴い機能が低下した施設の改修や建替え、設備の取り換えなど、同程度の機能に再整備するためにかかる費用。

国庫支出金

特定の行政目的を達成するために、その経費に充てることを条件として、国が地方公共団体に交付する支出金。国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金がある。

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を進める新制度。

コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

さ行**指定管理者制度**

公共施設などの管理・運営を、民間事業者等の団体に代行させることにより、町民サービスの向上や経費の削減を図る制度。

受益者負担

施設の利用者（受益者）に料金を負担してもらうこと。

集約化

施設の持つ機能を他の施設へ移転し、1つの施設に複数の機能をまとめて供用すること。

新耐震基準

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56（1981 年）年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準をいう。本計画では昭和 57 年（1982 年）以降を新耐震基準とする。

ストック

産業や生活の基盤として整備した社会資本の量。

た行

大規模改修

一部分だけでなく、建物内の多くの場所を対象として行う改修のこと。建物本来の寿命まで健全な状態で使えるように実施される例も多くみられる。

耐震改修

耐震診断調査の結果等により、耐震性に問題があると考えられる建築物について、適切な補強工事を行う改修のこと。

耐震補強

建物の耐震性を高めるために、建物の主要な構造（基礎・土台、柱、梁、床、壁、天井）に対して行う補強のこと。

耐用年数

建物等の固定資産がその利用に耐える年数。税務上の減価償却を行うにあたって、減価償却費の計算の基礎となる年数。

ダウンサイジング

需要に見合った施設能力へ規模の縮小を図ること。

多機能化

ひとつの施設で複数のサービスを提供すること。廃止された施設が提供していたサービスを、別の施設が代替して、ひとつの施設で複数のサービスを提供することにより、サービス機能の維持や利便性向上などにつながるもの。

建替え

既存の建物を取り壊し、新しく建物を立てること。一般に建物の基礎部分も含めて全壊させて別の建物を建てること。

地方公会計制度

平成 27 年 1 月総務大臣通知により、原則として平成 29 年度までに、すべての地方公共団体において、統一的な基準による地方公会計の整備をするよう要請され、これまでの決算報告とは違った形で地方公共団体の財政の全体像を適切に示すために導入された新しい会計制度。

地方交付税

国税である所得税、法人税等のうち、県や町の財政状況に応じて国が地方に交付する税。

長寿命化

定期的な施設点検等を行い、公共施設やインフラ施設を長期にわたり安全かつ快適に使用できるよう維持すること。

低炭素型のまち

一般的には、都市活動に伴う CO₂ を中心とする温室効果ガスの排出量が大幅に減少したまちをいう。

統廃合

複数の同じ目的の施設を一つに統合し、その他の施設を廃止すること。

な行

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。都道府県知事が条例に基づき認定する。

は行

複合化

複数の異なる目的の施設をそれぞれ独立した形で一つの建物に併設すること。

扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対してその生活を維持するための経費。

普通建設事業費

地方財政の経費分類における投資的経費のうち、災害復旧事業、失業対策事業を除いたものを一括している。道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費である。

平準化

各年度で更新費用や事業費にバラつきが多いものをある一定の基準に近づける、平均値に近づけること。

ま行

民間委託

自治体が行う業務を、民間企業や団体などに委託すること。

メンテナンス

建物などの保守。維持。管理。

ら行

ライフサイクルコスト

公共施設やインフラ資産など構造物の企画設計、建設、運用管理、解体再利用の各段階で発生するコストの総計。トータルコストと同義。

英数

ESCO 事業

Energy Service Company の略。省エネルギーに関する包括的なサービス（省エネ診断、設計、改修工事、維持管理等）を提供して省エネルギー効果を保証し、それにより得られる省エネルギー削減額の一部を事業者が報酬として受取る事業。

PDCA サイクル

管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法。

PPP

Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなども含まれる。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

